## 平成29年白老町議会定例会9月会議会議録(第2号)

### 平成29年9月13日(水曜日)

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時48分

### 〇議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

## 〇会議に付した事件

一般質問

# 〇出席議員(14名)

1番 山 田 和 子 君 2番 小 西 秀 延 君

3番 吉 谷 一 孝 君 4番 広 地 紀 彰 君

5番 吉 田 和 子 君 6番 氏 家 裕 治 君

7番 森 哲 也 君 8番 大 渕 紀 夫 君

9番 及 川 保 君 10番 本 間 広 朗 君

11番 西 田 祐 子 君 12番 松 田 謙 吾 君

13番 前 田 博 之 君 14番 山 本 浩 平 君

## 〇欠席議員(なし)

## 〇会議録署名議員

1番 山 田 和 子 君

2番 小 西 秀 延 君

3番 吉 谷 一 孝 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸田安彦君

副 町 長 古 俣 博 之 君

副 町 長 岩城達己君

教 育 長 安藤尚志君

総務課長岡村幸男君

財 政 課 長 大 黒 克 已 君

企 画 課 長 高 尾 利 弘 君

象徵空間整備統括監 笠 巻 周一郎 君

経済振興課長 玉 樹 君 森 農林水産課長 本 間 力 君 生活環境課長 Щ 本 康 正 君 町 民 課 畑 正 明 長 田 君 税 務 課 長 久 保 雅 君 計 上下水道課長 工 藤 智 寿 君 建 設 課 長 関 小 雄 司 君 健康福祉課長 下 河 勇 生 君 高齢者介護課長 田 尻 康 子 君 学校教育課長 岩 本 寿 彦 君 生涯学習課長 武 永 真 君 防 長 越 前 寿 君 病院事務長 野 宮 淳 史 君 代表監查委員 菅 原 道 幸 君 アイヌ総合政策課長 三 宮 賢 豊 君 健康福祉課子育て支援室長 渡 邊 博 子 君 病院改築準備担当参事 伊 信 幸 藤 君

## ○職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長
 高 橋 裕 明 君

 主
 査 増 田 宏 仁 君

### ◎開議の宣告

○議長(山本浩平君) ただいまから昨日に引き続き議会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(山本浩平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、1番、山田和子議員、2番、小西秀延議員、3番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ◎一般質問

○議長(山本浩平君) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。 通告順に従って発言を許可します。

## ◇ 大 渕 紀 夫 君

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員、登壇願います。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**○8番(大渕紀夫君)** 8番、日本共産党、大渕紀夫です。私は、町長に2点質問いたします。 2点とも前質問者とダブっている同様の質問になっていますけれども、視点を変えて質問した いと思いますので、前質問者への答弁の部分を除いて答弁願いたいと思います。

第1点目に、町財政についてであります。平成28年度決算について、各指標の状況と評価について伺いたいと思います。

- 2点目に、平成29年度現時点での歳入歳出状況について。
- 3点目に、町債管理基金の活用方法と繰上償還の考え方について。
- 4点目に、全会計の起債現在額と理想とする残額は幾らかということ。
- 5点目に、基金全体と財政調整基金の積み立てや運用などの考え方についてお尋ねをしたい と思います。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**〇町長(戸田安彦君)** 町財政についてのご質問であります。

1項目めの各指標の状況と評価についてであります。実質収支比率は8.5%、経常収支比率は89.3%、実質公債費比率は17.1%、将来負担比率は106.9%、財政力指数は0.37となっており、いずれも良好と捉えられる範囲内にあると考えております。特に実質公債費比率については、目標としてきた18%未満を達成し、一定の評価を得られるものと考えております。

2項目めの平成29年度現時点での歳入歳出の状況についてであります。歳入につきましては、 町税が償却資産等の伸長により固定資産税を中心に予算額を約4,000万円上回る見込みとなっ ております。また、29年度の普通交付税については、予算額34億2,000万円に対して33億7,542万6,000円と、4,457万4,000円下回る結果となっております。町債につきましては、当初予算6億2,560万円に加え、定例会6月会議にて4,980万円を増額補正しておりますので、現在6億7,540万円の予定でありますが、臨時財政対策債発行可能額が予算を約7,000万円下回ったことから、この分は減額となる見込みとなっております。ふるさと納税については、8月末現在において前年度同時期を3,000万円以上も上回る9,467万円の寄付が寄せられていることから、このまま順調に推移し、前年度以上の寄付額となることを期待しているところであります。歳出につきましては、海の子保育園大規模改修事業が3,999万3,000円の増となっているほか、地域循環バスの拡充に伴い地域公共交通活性化事業が1,404万円の増となっております。今後は、自然災害による災害復旧費が発生する可能性も残されております。

3項目めの町債管理基金の活用方法と繰上償還の考え方についてであります。町債管理基金は、繰上償還を行う場合や一度に多額の償還財源が必要となる場合等に活用し得るものでありますが、将来にわたっての財政事情も踏まえた中で、可能な限り繰上償還の財源としていきたいと考えております。

4項目めの全会計の起債現在額と理想とする残額についてであります。28年度末における全会計の起債現在高は約208億5,500万円となっておりますが、財政健全化プランにおける将来負担比率の中長期目標50.7%を達成するためには、少なくとも一般会計において現在より30億円以上の残高を減少させることが必要であることから、およそ170億円が現段階での理想残高と捉えております。

5項目めの基金全体と財政調整基金の積み立てや運用などの考え方についてであります。基金は、年度間の財政調整や特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものであります。特に財政調整基金は、年度間の財源不均衡の調整はもちろんのこと、経済情勢の大きな変動や大規模災害等に備えるための財政調整機能を果たすものであり、財政健全化プランにも記載のとおり、標準財政規模の10%以上を保つ必要があるとしております。いずれにしましても、基金については今後も積極的な積み立てを行い、財政基盤を安定化させるとともに、適時適切に運用を図っていきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。実質公債費比率が17.1なのです。1つは、3年間平均の結果だと思うのですけれども、26、27、28年のそれぞれの比率がどうなっているかということがまず第1点。

それから、健全化プランの実績見込みでは17.0になっているのです。昨日も当然質問あったのですけれども、私は、この0.1ポイントというのがオーバーしたというか、下がらなかった。これは、単なる端数の切り上げか何かなのか、それとも原因があるのか。なぜかというと、将来負担比率が大幅に下がっているのです。そういう中でなぜここが下がらなかったのかということがちょっと疑問なのです。その点と、将来負担比率、大幅に下がった理由。プランよりも大幅に下がっていますし、昨年度比では相当下がっているのです。この下がった理由、もちろ

ん土地を売ったための2億円の債務負担がなくなったとか、いろんなことがあるとは思うので すけれども、重立ったものは何なのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

### 〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** それでは、まず実質公債費比率の関係でございますが、皆様ご承 知のとおり、実質公債費比率につきましてはあくまでも過去3カ年の平均値ということで示さ れているということで、今回の28年度の数値、17.1%という数字についても26年度、27年度、 28年度、それぞれ単年度の数値の平均ということになってございます。平成26年度につきまし ては、単年度、少数第2位までで四捨五入して申し上げますと、26年度で19.17、27年度16.53、 28年度15.64ということで、3カ年で17.11という数字になります。それで、昨年改訂した健全 化プランの28年度見込みでは17%ことで、0.1違うということでございますが、あくまでも計算 式は決まっておりますので、そこの数字を28年度の決算見込みということで入れてございます。 それで、実質公債費比率についてはそんなに大きく違わないところではあるのですけれども、 実際それぞれの1%の違いの分析というのは詳細には行っておりませんが、1つ考えられると ころについては、実質公債費比率というのは一般会計の元利償還金の額と、それから公営企業、 いわゆる下水道ですとか、公営企業に対する地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 という数字を合算して算出するようになってございます。ここが単純に公営企業の公債費の額 ということであれば、ある程度正確に押さえられるのですけれども、それに対する繰入金とい うことで、全額繰り入れるわけではないのです。下水道は例えば一般会計からは半分繰り入れ ますが、全額繰り入れますとか、いろいろ起債によって繰り入れ基準がありまして、そこによ って額が変わってきますので、その辺が実際この算定を行うに当たっては計算式がいろいろあ りまして、そこが若干数字が違ったところであるというふうに押さえております。

それから、将来負担比率ですが、ここも大きく下がったというところで、その見込みの中でちょっと押さえ誤っていたというところもあるかなと思うのですけれども、そのときにこのような要因があるというものを見込まないで数字を出していたというところがあるかなと思います。これは、大きく下がった要因は、これは将来負担額ということでまずは一般会計の地方債の現在高、これが昨年と比較して約9億3,000万円減額になっているということ、それからもう一つ、先ほどの実質公債費比率と同じように、これも公営企業等の繰り入れ見込み額というところがありまして、公営企業の起債残高ではなくて、それに対する繰り入れ見込み額、ここにも計算式が入ることになりますので、ここがなかなか正確な数字を押さえられないところがあります。実際ここが前年と比較しまして約3億3,000万円ぐらい減額になっているというようなところでございます。

それから、もう一つ大きなものとしては、退職手当の負担見込み額というのがございまして、これにつきましては現在の全職員、公営企業を含めた全職員が現在年度末で退職したときにかかる退職手当の見込み額なのです。ここの数字というのは、本町で出すものではなくて、退職手当組合に本町は加入しておりますので、そちらからの数字をもとに計算するというところで、ここが大きく5億4,000万円ぐらい減額になっているというところがありまして、これは高齢の退職者が多ければそれだけそこの今後の退職金は減るということになりますので、その辺の捉

え方がちょっと甘かったというようなところかなと思います。

それと、もう一点は、土地売り払いにおいて白老振興公社の損失補償額2億3,000万円、これも当初見込んでいなかったというところがありまして、今年度の2月に売り払いしたということで、その前に数字を出していたというところもありまして、この部分を含めて逆に大きく数字が好転したというようなところでございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。よくわかりました。ということは、実質公債費比率でいえば、この数字で見ると来年はちょっと下がる可能性がかなりあるなというふうに見るのですけれども、そういう見方で、29年度分の今までの予算含めて見たときに、これからそのことを質問しますけれども、そういうことを考えると来年度はちょっと下がるような傾向になるのかなと思うけれども、ことし終わった段階ではどれぐらいになる見込みですか。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** まだ年度執行中でございますので、29年度の決算見込みにおける 比率の見込みというものは算出してございませんが、プランでお示ししている実質公債費比率 については29年度決算見込みでは15.6という数字を出してございますので、おおむねこの前後 で推移すると思われますし、逆に将来負担比率につきましては29年度114.4ということで、もう 既にそれを上回っておりますので、そこから20%程度マイナスということで、これは100を切る、 90%台になるだろうという見込みは持ってございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。そういう点でいうと、指標だけで見ると財政は好転、 好転という表現は悪いかな、もとに戻りつつあるというような押さえ、これは15.6、今の状況 でいえば多分15.6は確実にクリアできるのでないかなと思うのだけれども、そして将来負担比 率がそういう状況になると、もとに戻りつつあるということだけは事実ですね。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** 今のご質問、もとに戻るという部分がどの時点かというところはあるのですけれども、まず実質公債費比率につきましては健全化法ができる前までは起債制限比率と言われていたもので、これはあくまでも普通会計を対象としたものでございました。その段階では、当時は15%以下の時代もありましたので、実質公債費比率はそれに一般会計のほかに他の公営企業会計の先ほど申し上げました繰入額というようなものも加味して計算するものでございますけれども、今後大きな大規模な投資がないという前提であれば、このままその当時の15%以下にどんどん近づいていくというような状況になろうかと思います。

将来負担比率については、これは逆にもとに戻るという部分についてはかなり過去になるのかなと思っております。これにつきましては、起債がどんふえていったというのは平成に入ってからどうどん公共投資を行ってきました。それでどんどん膨らんできたということで、当時平成15年前後にあっても一般会計についても起債の残高については恐らく150億円以上もあっ

たと思われますし、総体でもピークは280億円ぐらいあったという状況がありますので、現在は208億円ということございますけれども、もっと前の平成10年ぐらいの段階になるまでにはもうちょっとかかるのではないかなと思っております。当時そのような考え方はございませんでしたけれども、まだ208億円あるということは全道的にもまだまだ高い状況であると、率的にもということであれば、もうちょっとここはかかるのかなという気がしております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

○8番(大渕紀夫君) そこはわかりました。歳入部分で交付税が4,457万円、臨時財政対策債 が約7,000万円の歳入割れという状況なのですけれども、いろいろ議論されていますから、きの うのことはわかりました。それで、端的に言えば原因は何なのかということなのです。どうし てこういうことを聞くかというと、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が交付税で、 その70%に満たない部分が交付税として措置されている。そのことはわかって予算編成してい るのですよね。何を聞きたいかといったら、わかって予算編成しているわけなので、そういう ことからいうと歳入見積もりの甘さなのか、不可抗力によるものなのか、例えば国の制度の変 わり方によるものなのか。そこら辺が何が原因なのかということをお尋ねをしたいと思います。 それは、臨時財政対策債も含めてでございます。そういう状況がわかっている、交付税は単純 に引いた金額が来るのでないということがわかっているわけですから、来年度の予算編成、組 み立て方をどう考えて組み立てるのか。予算割れだから全部だめで、予算オーバーしたから全 部いいということではないのです。より近いもので組み立てられるのが一番いいのです。ただ、 そのときに財政が非常に逼迫してしまったと、それから手当てができないとか、それからべら ぼうにお金が余ってしまったとか、そういうことがないような予算、安全な中でもそこに近い 予算を組むというのが町民の要求を実現させるためにも必要なのです。ですから、そういう視 点から見てどうなのかという、原因と来年度の予算の組み立て方の基本点、そこら辺をお尋ね したいと思います。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克已君) 29年度の普通交付税の結果とそれに伴う予算編成がどうあったのかというところのご質問でございますが、まず普通交付税の予算編成に当たりましては、例えば29年度の普通交付税の予算を組むに当たりましては、28年度の算定様式に基づいて、単位費用を29年度に入れかえて、それで基準財政需要額と基準財政収入額を算出し、それを差し引いて、まず交付額というものの基準額というものを算出します。そこと28年度の12月あたりに国のほうから示されます地方財政対策及び2月でそれが決定ということで地方財政計画ということになりますけれども、この全国的な交付税の見込み、何%ふえるのか、減るのか、こういったものを加味しながら総合的に勘案して交付税額の予算額を定めてございます。今回は、結果としまして普通交付税については基準財政需要額の2,500万円の減、それから基準財政収入額においては約6,500万円の増ということで、差し引き9,000万円が減というようなことになってございますが、そのうち5,000万円は落として予算計上しておりますので、減額は4,000万円ということでございますけれども、ここの要因につきましては、結果として過大な見積もりであった

と、これは言わざるを得ないと思っておりますので、ここは反省するべきところというふうに 思っております。ただ、算出した数字を予算の組み立ての中で大きく膨らませたとか、そうい うことではなくて、実質そのような数字をもとに、基本にはその数字を押さえて計上しますの で、意図的に過大に見積もったとか、そういうことではございません。

それと、もう一つは、国から示された地方交付税総額、前年比で2.2%の減ということでございましたが、計算を含めて本町においては昨年の予算対比では1.3%の減で予算組みしているということなのです。国の最終的な2.2%の内訳としましては、都道府県が3.6%の減で、市町村は0.6%の減、あわせて2.2ということで、市町村はそんなに減っていないというような状況であったということなのですけれども、ただそこになかなか情報が当初入ってこなかったのですが、市町村のうち指定都市分として、これまで都道府県で負担していた教職員の給与費が指定都市のほうに権限移譲されたということがありまして、その財源を全部市町村に移されたのです。そういうことで、逆に指定都市、例えば札幌市とかは道内でも17%の増というふうになっているのですが、他の市町村、特に町村においては逆に3.8%のマイナスというような状況でございました。そういう中で、本町は3%というところにとどまったというような状況でございました。そういう中で、本町は3%というところにとどまったというような状況でございまして、その辺のからくりといいましょうか、その辺がなかなか押さえられなかったというところは、もうちょっときちっと情報をつかまえる必要があったのかなというふうに思っております。

同じく、臨時財政対策債につきましても今申しました教職員の給与の関係で指定都市に移行した分の財源がほぼ臨時財政対策債で賄われるような状況で、指定都市も臨時財政対策債が大きく伸びてきたのです。そういったことから、他の市町村においてはほぼプラマイゼロぐらいの状況であったというようなことが言えると思います。当初はたしか16%の増ということで地方財政計画の中では示されていたものなのですけれども、結果としてはゼロ%的なものになってしまったというような状況もございます。ただ、結果は結果として、最終的な合わせて1億1,400万円予算われしたということにおいては、やはり見積もりが甘かったと言わざるを得ないというふうに財政のほうでも反省してございまして、新年度30年度予算に向けましては、再度情報をもっと密に他の自治体にも確認したりというようなことも含めまして、予算組みを提案する最後の最後まで情報を待ちながら、新たな情報によって多少増減できるような、厳しいということであれば1月末でも減額できるような予算組みをしなければならないというふうに考えてございます。ということは、交付税が仮に落ちるという予測を立てて、例えば5,000万円でも落ちるということであれば、歳出も5,000万円落とさなければならないということで、その歳出分も当初計上が難しいのであれば、財源が出てきた段階で補正に回すとかというようなことも考えながら新年度は予算編成していかなければならないというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**O8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。教職員のところは余りよくわからなかったけれども、 それ以外のところについてはわかりました。ぜひそういうような財政運営をしていただきたい と思います。 交付税については、今回の補正で確保されたわけですよね。だけれども、臨時財政対策債の部分については確保がまだですけれども、その結果財政的な猶予、繰越金がまだ八千数百万円残っているというのはわかっていますからあれなのですけれども、もちろん税の問題とかありますけれども、財政的な猶予はどれぐらいになって、きちっとあと12月、3月という部分を乗り切れるというような状況でしょうか、その点。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克已君) 12月の次回の補正予算の間はまだ3カ月ございますので、まだちょっと不透明なところがあろうかなというふうに思います。それは、政策的な部分を12月に組み立てるということはなかなか考えづらいのですけれども、ご答弁にもありますように、災害が今後発生するおそれがあるということで、昨年もそうですけれども、どうしてもそこのについては災害復旧ということではなくて事前の未然防止ですとかという中での災害対策費、これにつきましてはやはり一般財源で手当てしなければならないというようなございまして、そこの状況をきちっと見定めた上で判断しなければならないというふうに思っておりますので、そこが不透明でありますので、12月まで大丈夫ですとかというようなお話は現段階ではちょっと難しいかなというふうには思っておりますが、それがないとするならば、恐らく12月は特段の基金を取り崩すとか、そのような措置を講ずることなく補正予算対応ができるかなと思っておりますし、また3月におきましても除雪もありますし、他の突発的な要因がなければ、最終的な不用額の整理だとかというようなことも考慮すれば、最終的には3月の段階では今回の臨時財政対策債分の補正についても財源的には確保できるという見込みを持ってございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。臨時財政対策債の7,000万円分は、きのうの答弁の中で、起債の振りかえもしない、要するに新しく借りることはないというような答弁だったと思います。今回の一般会計の繰上償還分2,424万6,000円ですか、それから三セク債分370万円、それから下水道会計分で4,908万2,000円、それぞれ繰上償還するということですよね。そうすると、それにプラス臨時財政対策債の減収で借りない分7,000万円、これは借りないわけですから、合計1億4,700万円。今年度で見ると起債が減ったというふうに考えていいかどうか。これは、僕は非常に大きなことだと思っているのです。新たに借りないとすれば、7,000万円起債が減るわけです。当初予算よりも減るということになると思うのだけれども、そこの部分ともう一つ、三セク債、借りて延ばして、決めた年度償還とそれ以外に少しずつ金利等々で返している部分ありますよね。そして、現在の状況がどうかということと、今後の償還見通しについてお尋ねをしたいとに思います

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** まず、今回9月の繰上償還の関係でございますが、一般会計で2本、それから下水道会計は全部で3つの借り入れのところから繰上償還する予定でございますけれども、その分臨時財政対策債の予算割れも含めまして、実際は7,000万円については借りないということで、今後その分の代替とかという部分はないものでございますので、その部分は

起債残高としては残らないということでございますし、今回の繰上償還も含めて、これも起債 残高を減らすということになっておりますので、結果としては残高が本当はふえる要素があっ たものが実際はふえなかったというような現状でございます。

それから、第三セクター等改革推進債の関係でございますが、この件につきましてはご承知 のとおり、本町の財政危機を招いた赤字を早期に計画的に返すということで平成22年に借りて、 23年から返すという起債でございました。第三セクター等改革推進債の措置というものにつき ましては、平成21年から25年までという、当初時限的な措置ということで、地方公営企業、地 方公社及び第三セクターの赤字解消に必要な財源に充てる地方債を制度化しますということ で、当時工業団地で7億9,000万円、臨海部の土地造成事業会計で9億9,500万円、それから土 地開発公社の債務補償額が2億6,300万円、合わせて20億4,800万円、これを三セク債で借りま すということで、当時その制度は10年償還ということで決められておりましたので、あくまで も10年ということで借りたということでございます。実質借り入れは、22年度20億3,960万円と いうことで借りてございます。しかしながら、これで単年度に公債費が2億円元金でふえると いうようなところで、非常に返済厳しくなったという状況の中で平成25年にこれを借りかえし て、10年間返済を延ばすということで総務省のほうにご協議申し上げて、許可をいただいたと いうような状況でございます。その中で、これも額は少額でございますけれども、繰上償還を 今回含めて6回やっておりまして、工業団地の土地の売り払いと、それから25年からは工業団 地内の隣接地になりますけれども、メガソーラーの用地ということで貸し付けてございまして、 その貸付料の560万円、これも含めて毎年繰上償還を行うということにしてございます。

この起債の償還に対しまして、利息のおおむね半分が特別交付税の12月交付分ということで入ってきてございまして、28年度におきましても、28年度の利息が577万円のうち特別交付税措置額が280万4,000円ということで、おおむね半分、これは実額として国のほうから交付されているというような状況でございます。現在28年度末の残高につきましては10億8,900万円というようなところで、平成42年まで返済は続きますが、あくまでもこれは銀行縁故資金でございますので、元金償還ということで、利息は毎年減っていくというような状況でございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**○8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。わかりました。それで、臨時財政対策債を例えば、前回も6月議会でもちょっとこの議論をしたのですけれども、借りなくても済むというか、借りないで予算を組むためには、起債の残高が減ったらというのはちょっとないけれども、例えば財政調整基金の積み立て額や、それから繰越金がふえるだとか、そういう状況の中で歳入と歳出のバランスがとれるというふうになったときに臨時財政対策債を借りなくてもいいというふうになるのか、臨時財政対策債を借りなくても予算を組むためには町の財政的には何を改善すればいいと考えているか。その点どうでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** 臨時財政対策債におきましては、発行可能額という位置づけになってございますので、実際交付税算定の中で額が出たとしても、必ず借りなければならないと

いうものではないということでございまして、全国的に見ましても実際借りていない自治体もございます。そういった中におきまして、本町の場合ですけれども、これまでここ近年の借り入れ状況を見ますと3億円から4億円の間で借りてございまして、実際これが一般財源として歳出の財源になっているということでございますので、今後例えば3億円を借りないとしたならば3億円分の歳出を削らなければならないということで、これにつきましては現状では非常に厳しいかなと思っております。それは、町民サービスを抑制するということにもなりますので、現段階では難しいというふうに思っておりますが、ただこれは手法ですけれども、今後どうなるかはちょっとわかりませんが、あくまでも予算の段階で臨時財政対策債の借入額をある程度抑制、ゼロではないのですけれども、抑制した中で見積もって歳出を組むことができれば、最終的に算定結果がそれを上回る額が出たとしてもそれを増額して借りるということはせず、そのままのでいくということであれば、一部臨時財政対策債は借りませんということにもなりますが、その部分の交付税算入はされますので、有利になるというところはあるのですけれども、そういうこと実際可能かどうかという部分につきましては、また30年度の予算編成の中で歳出の状況を見ながらそこら辺は検討してまいりたいというふうに考えます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

〇8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。ということであれば、臨時財政対策債の最高限度額 を借りるのではなく、そこから減らして借りると。実際にうちのプランでは4億円というふう に、7億5,000万円のうちの4億円を見ているのだけれども、ことしは実際3億円をあれしてい ますよね、限度額というか、最高借りてそこまで。ということは、去年も減っていますから、 だんだん、だんだん減っていっていますよね。ですから、そういうことでいえば、一部借りな いような予算編成を考えていくべきだと思うのです。なぜかというと、現在の財政状況から考 えた場合、財政改革の主体というのは起債の額、いろんな議論をされていますけれども、私は やっぱり起債の額をふやさず、減らすこと、大きく減らすこと。大きくなくてもいいのですけ れども、減らすこと。財政的な転換で予算を組んでいく。例えば歳出は、病院だとか、象徴空 間はどうなるかわかりませんけれども、象徴空間だとか、今の残金で間に合うかどうかという ことを含めて歳出は決まっているわけです。額は決まっていないけれども。そういう中で政策 転換、例えば私たちが言っている港を一時凍結するというようなことの財政負担がなくなるよ うな政策転換ができないとしたら、あとは起債を減らしていく、これしか財政に余裕を持たせ ることはできないと私は思います。基本的には、きのうの答弁にありましたように、私は町職 員の給料を削減して、そこに依存するような財政計画というのはおかしいと思います。それは、 大きな役割を果たしているということは十分認めます。しかし、人事院勧告で決まっていると ころから給料を下げて、それに財政依存をするという考え方、これは違うと思うのです。

ですから、そうなれば何をするか、やっぱり体力つけるしかないのです。体力つけるということは、起債を減らすということなのです。起債を減らすことがあらゆる部分で財政的な余裕や体力をつけることにつながっていく、ここのところが最も大切な部分。だから、借りないで、なるべく返すというような方向がまだまだ今のうちのまちとしては、もちろん町民サービスは

しなくてはいけないし、そこは7億5,000万円のうちの臨時財政対策債が限度額3億円だとしたら、今までの答弁では財政課長は3億5,000万円しか借りないと、4億円は臨時財政対策債の分ですと言っているわけですから。そこで、どうしてもあれだったら、そういう形で予算組めるのであれば、そこがみんながよければ緩めるということは可能なのです。ですから、そういうサービスを含めて予算の組み方をどう考えるか。起債を減らすという考え方が基本にない限り、あとは政策転換をして財政を生み出すこと、新たにとることはなかなか難しいわけですから、そこのところを予算でどう考えるかというあたりが一番私は大切だと思うのですけれども、その点での見解を伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克已君) 今後の財政運営を安定的かつ永続的に行っていくためには、体力をつけるという意味でこれからの借金をふやさない、あるいは減らしていくということは、とても重要なことであるというふうに認識してございます。ですから、これまでの財政運営の反省も踏まえまして、起債に頼ることなくできるのであれば、一般財源を充当しながら事業展開するという選択肢もきちっと考えていかなければならないということでございます。臨時財政対策債を今後なるべく借りない、あるいは減らしていくというようなことについても、これはもちろん考える必要があるとは思います。ただ、そこは単純に減らせばいいということではなくて、そこと付随して減らすことによる影響がどこに出てくるのかというところで、先ほど申しましたとおり、減らした分丸々町民サービス、歳出の部分が減るのか、それとも減らした分他の財源で手当てできるのか、それが臨時的な収入でふるさと納税であったとしても、そういったものを含めて対応できるのであれば、僕は減らすことについては逆に今後の財政運営にとっても非常にベターであるというふうに考えておりますので、その辺につきましては減らすという方向性をきちっと認識しながら30年度の予算編成に当たってまいりたいというふうに考えます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。そこはよくわかりました。平成28年度決算数値で、今お話ありましたように一般会計の起債残高が118億7,000万円、下水で70億5,000万円、全体で208億6,000万円と、僕の記憶では228億円ぐらいあったものがここまで減ったというのはすごい努力。これは、町民にも、それから職員の皆さん方にも非常に負担がかかったということはあったとしても、私はそういう点で見るとやっぱり数字としてあらわれているのだなというふうに思います。ただ、さっきもちょっと評価しましたけれども、28年度の全道の状況で見ると財政課長がいつも言っているように実質公債費比率は2位なのです。1位は夕張ですから、実質1位なのです。北海道171市町村の1位なのですよ、実質公債費比率は。今回17.1でどうなるか。それにしても5位以内には間違いなく入るでしょう。このときで全道平均8.4ですから。実質公債費比率は全道的にも毎年下がっていっていますから、ですから全く安心できるような状況ではない。起債を減らさないと全く安心できるような状況ではない。

将来負担比率、さっきこれ以上はなかなか下がらないというようなお話があったので、残念

だなと思ったのですけれども、去年は140.3で5位、5番目なのです。これが106.9ですから、10番目前後ぐらいにはなるのでないかなとは思うのですけれども、全道平均53.7ですから、これはまだ安心できるとか、そういう状況では全くない。ここで見れるのは何か、さっき課長言ったように起債を減らすということなのです。ここに本当に執念を持ってやらなければいけないというふうに思います。今回の答弁の中で、当面50%ぐらいだと金額幾らぐらいになるのか、起債はそれぐらいをめどにということのようですけれども、実質公債費比率で10%以下にする。今全道平均が8.4ですから、これはまだ下がっていきますから。ですから、やっぱり10%以下にする。そして、将来負担比率で50%以下にする。ここを目指して財政をきちっとしていく。しかし、考え方によっては、私は予算は町民のサービスをふやしながら予算を組むことは可能だというふうに思っています、これをやりながらでも。今までと同じようにただ締めればいいということではもうないと思いますので、そこはそうなのですけれども、実態としては今はまだ全道的にこういう状況だという認識と起債を減らさなければ白老町の財政はまだ大変ですという認識度合いがきちっとありますか。そこはさっき答弁ちょっとあったけれども、そこら辺どうですか。目標を含めて。

## 〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** 先ほどの私のご答弁で余り適切でない発言があったかなと思うのですけれども、将来負担比率、今後もなかなか下がらないというふうにお聞きになったかと思うのですけれども、そうではなくて、一般的に言う普通のまちといいますか、当時白老町がそんなに財政的な危機ではないという状況に戻るためにはまだまだ時間がかかるというようなことで申し上げたつもりでありまして、平成に入りましていろいろな公共投資を含めて借り入れを多くしてきた。その部分は、今少しずつ返していって、少しずつ少なくなっているという状況でございますので、10年、15年かけて積み上げてきたものを一気に下げるというのはなかなか難しいというようなつもりでご答弁させていただきました。

将来負担比率も、今の状況は一般会計で申しますと借り入れが5億円で返済が15億円ぐらいなので、今後も約10億円ぐらいは毎年残高は減るという状況にありますので、そこから申しますと将来負担比率もこのままでいきますと32年で将来負担比率の目標については87.9というふうになってございますが、現在におきましても20%近く違いますので、恐らく50%に限りなく近づくような負担比率になろうというふうに考えてございます。

実質公債費比率についても、全道平均を目指すという中長期的な目標を掲げて、これからも 財政運営は行っていかなければならないと思いますし、そのためには先ほど大渕議員がおっし やった借り入れを抑制して、残高をいかに縮小していくのかというところがこの両方の比率を 下げる近道になると思いますので、その辺につきましてはきちっと認識しながら今後も進めた いというふうには考えます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。わかりました。町債管理基金の政策的な活用についてちょっとお尋ねをしたいのです。28年度末の残金、先ほど言いました。ただ、28年度の利子

で見ると、これは前にも僕一回聞いたことあるのですけれども、一般会計元金14億7,000万円返して、利息1億4,600万円です。それから、下水道は元金5億9,300万円返して、利子は1億5,100万円なのです。約3倍ぐらい返していて、金利は同じぐらいなのです。いかに高金利の起債が下水道会計で残っているかをあらわしているのではないか。違ったら言ってほしいのですが、見たら何かそういうふうにしか思えないのです。政策的に町債管理基金、もちろんこれは繰り出さなければいけないと思います。ただ、町債管理基金、2億円積んで、今二千何百万円使ったから、1億7,000万円ぐらいはあると思うのだけれども、政策的に下水道会計に町債管理基金から繰り出して、高金利の起債の繰上償還を検討すべきではないかというふうに思うのですけれども、ここの見解をお尋ねいたしたいと思います。

ついでに、全会計の中で3%以上の高金利の起債ってどれぐらいあるか、わかれば。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

〇財政課長(大黒克已君) 現在起債の借り入れを行っている会計は、一般会計含めて5会計ございます。一般会計のほか、下水道会計、港湾機能施設整備会計、老人ホーム会計、水道会計ということでございます。まず、一般会計におきましては、28年度末の現在高118億6,700万円のうち3%以上の起債というものは4,850万円、約0.4%でございまして、うち全額が政府関係資金というふうになってございます。ということで、政府資金については繰上償還できないわけではないのですけれども、将来支払うべき利息を補償金として支払わなければならないということで、これは繰上償還する意味がないということでございます。残高を減らすという部分では有効であるというふうに位置づけておりますが。それから、下水道会計につきましては、70億4,600万、28年度末の残高のうち8億2,700万円が3%以上、約12%ございます。比率にしてはやっぱり一般会計より多いということでございますが、このうち全てが政府関係資金ということでございまして、銀行縁故資金はございません。また、そのほか港湾会計、それから老人ホーム会計、水道会計におきましても全て縁故資金での借り入れはございません。

それで、繰上償還の考え方として、町債管理基金を下水道にとかということには直接的にはなりませんので、残高を下げるということで、それを一般会計から繰入金として下水道のほうに繰り出して、それで償還財源に充ててもらうということは可能かと思いますので、その辺につきましては今後の財政状況も含めて課題であるというふうには捉えております。

○議長(山本浩平君) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

〇議長(山本浩平君) 会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**○8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。高金利のものはほとんど政府資金だということで、 本当に残念だなと思っています。しようがない。今ちょっと担当の方に聞いたら、縁故債で一 番高い金利が2.4だというから、効果が半分ぐらいになりますけれども、ただ、今貸しても0.1しかつかないわけですから、4.8ということは48倍の金利払っているというようなことになりますから、ですから基金を積んでいて0.1をもらうか、高い金利の分を早く払うかということになると思うのですけれども、水道でいいますと水道料金が極めて高い、苫小牧の倍とも言われています。さっき言ったように、全道的に見てもかなり高い位置にあります。一番安いところから見ると4倍、泊村でないところでも1,000円台のところありますから、白老町は4倍ぐらいの下水道料金になっているのです。これが一つは今まで議論あったように人口減少の要因とまで言われるような状況。国保と同じように、住民負担はもう限度となっている。しかし、プランの中で言っているのは受益者負担の関係で3年に1回見直していくということなのだけれども、現実的には私は下水道料金の見直しというのはかなり不可能に近い状況になっていると思うのです。

そうすれば、政策的に70億円の起債を減らす。そして、住民負担をこれ以上かけない。こういう政策が今こそ打たれるべきではないかと思うのです。それで、先ほど大分力を入れてそこの質問をしたのですけれども、ちょっと肩透かしになってしまったのですけれども、例えばこの間報道あったように、市町村が人口減少対策で子供の医療費助成やっています。171市町村のうち、今136市町村で実施しているそうです。75%、高校生以上がもう40、中学までが24、そういう状況なのです。もちろんこの政策は進めなければいけないし、白老町でやったことも私は評価します。ただ、政策的に手を打つということは、そういうことを含めて手を打っていかないともうどうにもならないという状況なのです。ですから、下水道の場合は繰上償還をするということはどういうことかというと、まちに体力をつける。さっき言った金利の問題含めて。同時に起債を減らす。そして、町民負担をこれ以上ふやさない。減らすことは難しいかもしれないけれども。そういう政策を打つべきだということで、実は高金利のものがあれば理事者にこら辺の見解を、政策転換の見解を聞きたかったのですけれども、2.4しかないというのですけれども、一応理事者の考え方をお聞きしたいと思います。

### 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

**○副町長(古俣博之君)** るるこれまで財政課長のほうからご説明をさせていただきましたけれども、きのうから財政の問題についてはいろいろな観点からご審議いただいている中で、町の体力的な部分をいかにしてつくり出していくかというところは、今大渕議員のほうから言われたような借金はないほうがいいし、それと同時に歳入の部分を自主的な部分をどういうふうにして確保していくかというところが大きなところだと思っています。そういう中で、今後町民サービスにかかわる部分については、何とか今より下がるようなことではなくて、本当に町民がしっかりと自分たちの生活を少しでも豊かに、心豊かに過ごしていくための政策的な部分については十分考えていかなければならないというふうに思っています。ただ、状況としては、国保の問題もこれから出てくるわけなのですけれども、全道的な今度都道府県の広域になっていきますけれども、そういうふうに一見よさそうな見え方はするけれども、内容的な部分で果たしてそれが本当に町民にプラスになるのかというふうなあたりも十分検討していかなければならない問題というのは抱えているだろうと思っています。政策的には、しっかりと町民への

サービスが落ちないような進め方については財政の上でも進めていきたいというふうに考えます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**○8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。町債管理基金を直接下水道会計に入れるというのは難しいというのはわかりましたから、ただ政策的に下水道は現段階では非常に財政的に無理があるというふうに見て、何とかそこを、起債を減らすというような方向をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

財政調整基金のことでちょっとお尋ねをしたいのですけれども、財政運営上もちろん起債の 残高は大切なのだけれども、財政運営上やっぱり大きな役割を占めているのが財政調整基金だ というふうに思います。前プランで言っていたのですけれども、基金は一定限度、今22あるの です、それぞれの基金。これはもうちょっと整理したほうがいいのでないのかなというふうに 思うのだけれども、そこら辺どういうふうに考えているか。

それから、財政調整基金の積み立て目標、これは答弁でもありました。私も何度か質問しましたから、当初はプランの当初の目標、そして標準財政規模の10%というふうな目標が定められて、ここが達成したという表現は悪いけれども、一応は達成したわけですよね。今後ここの部分をどう考えるのか。例えばここが、これ以上積まないと言ったらおかしいけれども、目標を持たないで標準財政規模の10%でいいということになれば、さっき言った起債を借りなくてもいい、臨時財政対策債を借りなくてもいいというふうになりますよね、そうなると。ですから、財政を組み立てていく上でそこをどういうふうに考えるか。起債を借りないでいくのか、それとも財政調整基金で積んでいくのか。結果的には、それはどちらが進んでも将来負担比率は下がると。起債制限比率は下がらなくても、そこは下がらなくても下がるという状況にはなると思うのですけれども、そこら辺どんな考え方で進むのか、財政調整基金について。

同時に、町債管理基金、それから公共施設等整備基金、役場庁舎建設基金、今は病院はないですから、そういうもの、特に公共施設等整備基金というのは非常に重要度を増すと思います。 これから公営住宅含めてどんどん壊さなくてはいけないというような状況になりますので、そういうところの目的基金に対する、ことしも一定限度積みましたけれども、現時点での考え方、この点お尋ねしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克已君)** まず、現在ある基金の数の統廃合というようなところの質問かと思いますけれども、これは平成25年度に策定した財政健全化プランの中で基金の統廃合ということでうたわれておりまして、そのときに何個かの基金を統合して公共施設等整備基金というのをつくっております。ただ、現在の状況におきましては、あくまでもそれぞれの目的に応じた基金であるというふうに認識してございまして、それをまたさらにもう少し統合となると、何でもかんでもというような状況にもなってくるかなというふうに思っておりますし、今防衛の基金もつくらざるを得ないような状況にもなったりしているものですから、当面今の現状でいくしかないのかなというふうな考えを持っております。

それから、財政調整基金の積み立ての考えでございますが、先ほど大渕議員申しましたとおり基金に積むのか、償還するのかというようなところでは、起債残高減らすのかという部分については将来負担比率は同じことということで、率が変わるわけではないということでございますけれども、現状におきましては10%以上という目標を掲げておりますが、今後の大型事業も想定しますと、まだまだ現状10%ではちょっと足りないかなという認識は持っております。また、決算剰余金の処分としまして、地方財政法上、半分は財政調整基金等に積まなければならないということになってございますので、その辺含めますと積極的に年度内において積み増しするということはしないまでも、決算剰余金の半分以上は財政調整基金等に積んでいくということは今後も継続していかなければならないというふうには考えてございます。あわせて、公共施設等整備基金におきましてもこれから重要な財源になると思いますので、ここら辺は積極的に積み増しというものを考えていかなければならないというふうには考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。 1 点目の最後にしますけれども、1 つは 7 億5,000万円の起債発行限度額と 4 億円の臨時財政対策債、ここの関係を今後どう考えていくか。臨時財政対策債の限度額がまた 4 億円に戻るということはあり得ることなのでしょうか。ないのであれば、ここをどう考えるかというあたりを 1 つお伺いをしたいと思います。

それから、一点なのですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、基本的には職員の削減は私は、期日は言いませんけれども、基本的に戻すべきだという考え方であります。そこを政策的にどう考えるかと。例えば病院や象徴空間にお金がかかる。そういう中で今削られるもの、私たちはさっき言ったように、港や考え方によってはバイオだとか、いろんなものがもうちょっと政策転換の中で財源を生み出すことができないのかどうか。ここら辺は検討する価値がないのかどうか。職員の給料を戻すためには、私は起債をとにかく繰上償還して減らして、その返す分がずっと浮くわけですから、そこの部分で考えるというのが一番合理的。例えばこれはふるさと納税では絶対見れないものですから、そういう考え方からいくと、後の職員給与の問題と財政的な方針転換の部分は理事者にお尋ねをしたいのと、先の部分についてはどなたでも結構ですから、ご答弁を願いたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。
- ○財政課長(大黒克已君) 1点目のご質問について私のほうから答弁させていただきます。 現在プランにお示ししている 7億5,000万円の起債の枠ということでございますが、そのうち 臨時財政対策債については 4億円という基本的な位置づけがあると。ただ、今年度は 3億円を 切りましたけれども、今後国の財政状況を見ますとどこまで臨時財政対策債を発行するのかと いうのはまだ予測がつかない状況でございますので、税収が少なければ、地方と国の折半で財 源を確保しようということで臨時財政対策債をふやすということも想定されるところではござ いますので、この辺の見通しはまだまだ不透明なところがありますので、 4億円を今すぐ 3億 円にするというようなことにはならないかなというふうに思っております。

もう一つ、残りの問題は、それを除いた3億5,000万円の実質的な投資的経費の枠、起債の借

り入れの枠、ここをどうするかという部分については、今後大規模な懸案事項ございますので、 その辺につきましてはこの辺の枠組みについてはまた議会のほうともご相談させていただきた いというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 職員給与のあり方という中では、きのうもご質問の中でお答えをしておりますけれども、基本的にはきのうもお話ししたように、健全化プランの実施の期間、32年までの中ではそこの部分については解消を図りたいというのは、重々私たちの部分においても強く考えているところでございます。ただ、今議員のほうからご提案いただいたように、確かに起債の償還をしながら、出てきた余裕部分はその財源に充てていく、そういう中でのあり方というのは十分考えられる一つの手法だというふうには捉えたいというふうに思います。その中で、ではその部分を生み出していく財源といいますか、そういうところの政策的な部分の転換をどこで図っていけばいいのか。そこのところは、今の町の現状だとか、今後の町の見通し、将来性の中において十分考えていかなければならないことだというふうに思っています。課題は、ご存じのとおりたくさんあります。それから、手をつけていかなければならないところがあることも確かです。そこの部分が果たしてどういうふうな手法を持ってやっていけば今ご提案いただいたような起債を返していく財源的な生み出しができてくるのか、そのところはもう少し時間をいただきまして十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。次に移ります。

町立病院の改築について伺いたいと思います。

- 1点目、現状について。
- 2点目、原則論について。
- 3点目、町民の意見をどう聞いて、どこで計画に反映させるのか。

4点目、将来を見通した中で町民に喜ばれる病院をつくっていく考え方についてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

〇町長(戸田安彦君) 町立病院の改築についてのご質問であります。

1項目めの病院改築基本計画等の進捗状況についてであります。病院改築に当たっては、基本構想と基本計画をもって改築基本方針とするものであります。特に病床規模や政策医療等については病院骨格となるものであることから、本町の将来を見据えた地域医療を担う病院づくりの視点において、一般財団法人苫小牧保健センターからも多角的なアドバイスをいただきながら、本年秋をめどに経営形態及び病院骨格の政策判断をお示しし、基本構想改訂及び基本計画素案を策定してまいります。

2項目めの原則論についてであります。町立病院の方向性にかかわるこれまでの主な政策判断としては、平成20年3月、北海道が事務局となる自治体病院等広域化・連携構想白老地区検

討会議において19床の有床診療所化による運営が望ましいとの報告を受けたものであります が、同年6月の町議会財政健全化に関する調査特別委員会において当時の町長から、一般病床 を58床に縮小するとともに、療養病床を医療機関併設型小規模介護老人保健施設29床へ転換す る旨の政策判断が示されたものであります。また、25年6月には、白老町財政健全化外部有識 者検討委員会及び白老町行政改革推進委員会において、このままの経営状況においては原則廃 止との答申を受け、翌26年8月の議会全員協議会において町立病院経営改善計画の進捗状況と 本町に必要な医療体制の確保などを総合的に判断し、町立病院の経営を存続するとともに、老 朽化の著しい病院の改築を行う旨、私が政策判断を示したものであります。このように町立病 院の方向性については過去からさまざまな場面で議論がされてきたところでありますが、その 時々の政策判断の思いとしては、公立病院の責務を果たすことによって本町の地域医療を確保 するとの強い意志があるものであります。このたび私が考える町立病院改築の基本姿勢は、総 合計画に掲げる町民の健康を支え、安心して暮らせるまちを目指し、本町の地理的特性を考慮 した広域的な医療提供体制のみならず、予防医療や在宅医療、介護提供体制などの総合的な取 り組みを効率的かつ一体的に推進していくことが将来にわたり永続的に地域医療を確保してい くための病院づくりに必要であることから、公設民営化を進めるべきものとして政策判断した ところであります。

3項目めの町民の意見を計画に反映させる手法についてであります。病院改築基本計画の策定に当たっては、まずは経営形態及び病院骨格の政策判断を早期にお示しすることが重要であるものと認識しております。その上で、町民活動団体等の代表者などで構成する町立病院改築協議会はもちろんのこと、今後さまざまな機会を通じて町民の皆様のご意見を賜りたいと考えております。

4項目めの町民に喜ばれる病院をつくっていく考え方についてであります。町立病院は、築50年が経過し、老朽化が著しい建物の改築を契機として、将来にわたり永続的に地域医療を確保するための新たな病院づくりの観点から、民間の経営ノウハウを生かした効率的な経営手法の導入及び東西胆振医療圏域の広域的な医療連携をさらに強化した診療提供体制を構築すべきと考えるものであります。また、3連携施策の医療分野を担う予防医療の拡充のほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療の役割を一体的に推進することで町民の健康寿命延伸の一翼を担うとともに、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていけるためのまちづくりにつながる病院とすることが町民に喜ばれる病院づくりであると考えるものであります。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。1点目につきましては、昨日同僚議員が質問をたく さんされましたので、これについては再質問は部分的にしかありません。

それで、原則論の最初に、平成26年の方向性、28年の基本構想、現段階としては、今答弁ありましたように今までの経過はございますが、これになると思うのです。6月会議でも指摘をしましたように、基本構想そのものが町民の3要求を排除という表現は悪いかな、受け入れず、

ことし2月、突然医師の確保を理由に公設民営の方針を発表されたと。議会への正式な報告もないまま、一方的に苫小牧保健センターと協議を始めるということでございます。議会の関係でいうと、これは答弁の中にもありますが、6月の一般質問、そして全員協議会での議論、ここの部分しかないわけです。それで、公設民営に方針転換をした理由、それと理論的根拠、まちとしてのメリット、デメリットをどう具体的に捉えているか、具体的に答弁を願いたいと思います。町長が政策転換をされるというのは、これは町長の考え方ですから、構わないです。ただ、政策を転換するためには明確な理由、理論的根拠、公設公営から公設民営になるというのは大きな中身なのです。ですから、ここの理論的な根拠を明らかにしていただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 昨年の6月の基本構想からのお話でございます。基本構想にもいろい ろのっているところでありますが、まず医者の確保と永続的な町立病院の経営、運営というこ とで、それまでの動き、経営改善計画等々もつくってきている中の私というか、行政の動きで ありますが、いろんなところに民間も含めて打診をしたり、協力をしてもらうようにお願いを したり、協議を重ねてきたところであります。その結果、民間ではなかなか今の白老町立病院 を担っていただけるところがないという結論の中で、基本構想を公設公営ということでつくら せていただきました。その中で、苫小牧医師会も含めてずっと、これは広域医療でいろんなア ドバイスをいただきながら進めていたところでありますが、公設民営に至った経緯としては、 苫小牧保健センターが今の町立病院の運営を担っていただけるのではないかという協議をさせ ていただくということで、それが2月の始まりでございました。それは、医者の確保も含めて、 専門的な立場から、白老という地域ではなく胆振の地域という観点から、それとこれから将来 の医療を担っていくということも判断していただいていろんな協議をさせていただいた中で、 公設民営というふうに政策判断に至った経緯としては、今の町立病院というのは私になったと きには財政問題からこういう話にもなっているところでありますので、民間に経営を運営して もらって、まず効率のよい運営をしてもらう。それは、お金をかけない、人の命をきちっと大 切にする、というような大前提の中で、いかに財政も圧縮しながらいい運営をできるかという 観点でございます。それで、民間経営を生かしながら運営をしてもらういうことと、医者の確 保については今現段階も行政側としていろんな機関に医者の確保は動いているのにプラスし て、苫小牧保健センターのネットワークを生かせれば、医者の確保については今よりはよくな るという判断でございます。というところで政策判断をさせていただきました。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**○8番(大渕紀夫君)** 要するに医者の確保と永続的な病院運営、効率的な病院運営のために 公設民営のほうがいいという判断だというふうに受けとめてしまうのですけれども、現実的に そこのところの担保をどうするか。理論的にということは、こういう理論があって、こうだか ら公設より民営のほうが有利なのですよと、こうなるわけです。例えば医者の確保でいえば、 10年間は何とか今の状況でいけるのです。その後担保できるのかということになるのですよ、 今の議論でいくと。保証は、だれがどういうふうにするのということになるわけです。それと、永続的な病院運営、効率的な運営、財政も含めてと、こうなると、では民間経営がうまくいかなくなったときに、利益を追求するわけですから、これは実際にそこの担保はどこでするのか。私が聞いているのは、理論的な根拠、要するに公設公営から公設民営にする理論的な根拠は何なのかということを聞いているのです。ですから、今のようなことが答えられるのであればいいですけれども、もちろん。実際に10年後、20年後の医者の確保。現実問題としてみれば、今の状況でいっても10年間は大丈夫だと思うのです。お医者さんがいてくれればの話ですけれども、やめればどうなるのだと言われたら、それはみんな同じですから。そういう議論ではないのです。では、それ以降本当に担保されるものって何なのかということになるのです。議論ってそういうことですから。民間がやるということは、もうけなかったらやらないということなのです。もうけない分は全部町が負担するのかということになるのです。そのときの担保は一体何なのだと。だから、私聞いているのは、公設から民営に移る理論的な根拠は何か。そこのところをきちっとしないと私はやっぱりいけないのではないかと思うのです。そこの議論がない中で現状の議論が先行してしまうものだから、まずいのではないかと私は思うのですけれども、

#### 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

〇副町長(古俣博之君) 町長のほうから経緯についてはお話をさせていただきました。いず れにしろ、本町の病院につきましては、私が持っている資料から見ても19年の病院運営審議会 のときの答申なんかも含めて、かなり揺れ動きながら、どういうふうに進めていくべきかとい う、そういう論議をたくさん、たくさんする中で今回のところに進んできたように思っており ます。そういう中で、公設公営から公設民営に移すというところは、今町長がおっしゃったよ うに、財政的なことはもちろん、今までのうちの病院が抱えていた大きな問題ですから、それ は1つ押さえなくてはならないけれども、その以前の問題として、ではどういうような医療の 提供が町民に対してできるのかというところあたりが大きな問題だと思うのです。その中で、 その一つはやはり医療スタッフの確保、そこのところです。そこのところを今うちの中でいろ いろと大学病院含め、それから民間のあっせんのところを含めてやってきている中で、なかな か医師の確保は、うちばかりではありませんけれども、全国的にいってかなり厳しい状況の中 にあります。そういうことを踏まえた中で、ではどういうような手法をとっていくか。それと 同時に、今後医療という一視点ではなくて、介護だとか、それから福祉だとか、そういう部分 の3連携を含めた医療体制だとか、それからもっと早期発見、そして早期治療に向ける医療の 体制づくりだとか、それからもっともっと言えば、健康寿命を延ばしながら、本当に自分の寿 命の全うを住みなれた場所でしっかりと確保していく、そういう医療のつくり方だとか、そう いうさまざまな理由の中で総合的に考えたときに、保健センターとの協議のテーブルに着くこ とになりました。

そこで、ではその担保、永続的にそういった地域医療を確保していくときにどうするのだということは、確かに大きな問題です。それで、センターとの関係については、今苫小牧市も出資してつくり出しております。だから、そういう出資の方法はどうなのかというところも、そ

れは協議の中で検討はしています。ただ、実施的にはセンターの回答のところは、苫小牧から 2,000万円出しました。だけれども、苫小牧のほうにはその半分を返していきながら、自分たち の運営にしていくいうふうなこともあります。そういうふうな現実も押さえながら、これから センターがあるということを前提にしながら、協定の中でそこの部分の縛りをどういうふうに してつくっていくかというところは一つの方法だと思います。それが10年後にどういうふうに、理事長もかわる、それから理事もかわる、そういう組織体の中でどういうふうなことがあるか というのは、それはどこの組織においてもそういう状況はあるわけですから、きちっとした公式的な協定、協約というか、そういう部分での縛りはつけていかなければならないと思いますし、私どもが今の段階でそのことは信頼と信頼の中でやっているつもりですから、十分そのところを信じていくというところに足場を持って進めております。具体的には、協定書の中でどういうふうにして結ぶかというふうなことは非常に大きな問題だというふうには捉えております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。私が言っているのは、公設公営と公設民営の違い、 何が違うかということ。そして、公設民営のほうが有利だとされる点の根拠なのです。実際に 例えば具体的に言いますと、診療所化すれば、それは費用は下がるし、スタッフの確保は楽に なるのです。これは公立でやったってそうですよね。だから、民間がやるということは利益を 目的としない。もちろん財団法人ですから、そこが物すごい利益を、医療法人か財団法人かあ れですけれども、目的とするということにはならないのでしょうけれども、少なくとも民間で あればそうなる。そういう中で、本当に民営のほうが有利になるのは何が根拠になるのかとい うことなのです。そこのところの担保、20年後こうだからって、それはわかります。副町長言 っているのはわかる。ただ、そういうことを町民は一番心配するわけです。だって、そこがな ければいいわけだから。本当に民営で全部うまくいっているかといったら、そんなことでもな い、現実問題として。ですから、そこの担保がメリット、デメリット含めて町民の皆様が理解 できる、そういう答弁が欲しいわけです。そうでないと、議会としてそのことを議論する価値 ないのです、そこのところをきちっとしていかないと。苫小牧の出資の話ありました。苫小牧 の出資があるうちは、それはきょう触れないつもりでいたのですけれども、苫小牧の出資があ るうちは無理です。これは、苫小牧の市議会でも多分問題になるでしょう。当たり前です。市 が出資していて、他の自治体の経営を受けて、赤字になったら市が責任負うのかということに なりますから、ですからそういうことを含めて、それは外れて、そしてそこをクリアすると。 本当にそういう形でいいのかどうか。そして、理論的に民営のほうがここがすぐれている、こ こがこういうふうにいくからというふうになる根本って何なのですか。医師の確保ができると か、永続的に経営ができるとかということなのですか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

**〇副町長(古俣博之君)** 公設公営の持ち方というのと公設民営の持ち方というのは、それは きっとメリットとデメリットは多分にあるのだろうというふうに、そこの抑えは十分私たちも していく中で今回の町長の政策判断に至ったわけなのですけれども、先ほども私が申し上げたように、医療の今の現場いうのは、私も詳しいわけではありませんけれども、非常に専門的な部分での分化というところがなされていっています。それは、いろいろと今回の協議を通して私たちも学んだことなのです。ですから、そういう意味で今本町の公設公営の町立病院が一病院としての完結型ということが本当に住民の医療環境としてそれを守っていくということになるのか。もっと広域的にはいろんな分化された専門病院があるわけですから、そこの医療との提携というのはつくっていかなければならないというふうに私は考えております。今庁舎内のスタッフの中ではそういうふうなことでやっていくべきではないかと。そういうときに、センターが入ることによって医師会との関係づくりはより有利にというか、活用が図られるのではないかと、そういうところは十分押さえていっております。

それから、確かに民営というふうな中で、民間が経営するから利益追求なのかというふうなこと、それは全く否定することは私自身もできませんけれども、今センターが進めている医療に対する、介護に対する考え方においては、いかにして住民に対しての医療提供を図るかということは十分押さえた経営をやっているというふうに協議の中で、それから話の中で確認することは私はできているように思っております。そういうことと先ほど言ったいろんな意味での医療体制をいかにしてつくっていくかというふうなことになったときに、町立病院の範囲の中よりは広範囲の中での医療連携を総合的に一体的に介護も福祉も含めてやっていくことが本町の地域医療をこれから守っていく、継続させていく上では非常に大きなことではないかなというふうに思っています。

今ちょっと触れた保健センターが、そのところで今議論ではないのですけれども、私も言ってしまった以上苫小牧との関係があるので、そのところは私自身も今指摘されて、そういうふうなところは確かにあるのかなと、もう一回これはきちっと確かめなければならないことですけれども、今本町においても職員の健診はセンターのほうにもやっているのです。だから、そういうふうな事業のあり方というのはあるのではないかというふうなことで認識はしておりました。向こうも今までそういう指摘されたような部分での話というか、その件について私たちのほうにも説明がないので、十分それは事足りることだというふうな認識でやっております。ただ、十分そのところはもう一度しっかりと確かめた中で進めていかなければならないということで受けとめたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。今の町立病院が完結型だと、それでいいのか。町立病院、公設の場合は連携がしづらいという町の認識なのですか。公立病院の場合は連携が非常にしづらいと、民間のほうが連携しやすいと、こういう認識なのですか。現実的に公立病院はたくさんあります。そういう中で連携してやっているわけです。だから、議会では何度も何度も、例えばいきいき4・6のセンター長は院長がやるべきだ、私2回議会で一般質問しています。それは何か、介護や3連携含めてきちっと医療と介護と福祉が連携できるような形、そのためには院長が4・6のセンター長になって、そこをやるべきだという議論は一般質問で2回

しています。そういうことが本当に白老の中で民間に委託しなかったらできないのですかということなのです。今の医療スタッフの人たちがそういう形の中で、例えば引き継がれるとしても本当にそのほうが町民の皆さんの医療要求に応えられると、先生初めそういう形になっているのですか。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

**○副町長(古俣博之君)** 民営と公営を比べたときに、連携性が公営だったらできなくて、民営だったらできるというふうな、私自身の言い方も悪かったのですけれども、そういう単純なことではなくて、民営を図ることによってかかわりの部分を一つふやしていけるという、そういうメリットはあるのではないかというふうなことなのです。うちの今の町立病院がほかの病院と何もやっていないということではありません。いろんな病院とお医者さん同士が連携しながら、入院患者を送り込むだとか、そういうふうなことをやっています。そういうこともそうですけれども、もっと大きな先ほどから言った広域型の分化された病院同士のつながりの中で総合科、総合病院的なものをつくり出していったほうがきっといいだろうと。そういう中で大きな役割を持っているのは、今協議を進めているセンター、医師会がバックというか、いるところがいいのではないかいうふうなことでの先ほどのお話でした。

それから、これからどういうふうに3連携も含めてつくり出していくか。今お話があったような院長の存在、それから院長の考え方、そういうご意見等についても、院長のほうには今までもこの協議ごとに全て報告をしながら、意見を頂戴しながら協議は進めております。そこの中で全てが院長の考え方とイコールになっているかというところは、正直なところさまざまな部分での意見のやりとりがあることも事実です。ただ、お互いにというか、院長も含めて、いかにして本町の公的な医療機関として地域医療を果たしていく役割を持つ病院づくりをしていくかというところは、私たちのスタッフと院長も同じだというふうに私は認識を持って進めております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。本来この議論が2月なり3月にきちっと行われていれば、こういうふうにならないのです。要するに公営でいくという方針を出していて民営に切りかわったときに、なぜこうなるのかという議論に、そのことが議会の中でも、もちろん議会で質問しなかったという側の問題もあるのかもしれないけれども、そういうことが住民不信につながっていると思うのです。例えばどういうことかというと、実際に6月の答弁でもまだ公設民営に決まったわけではないという答弁があるのです。それから、この議論が緒についたのは今回が初めてだという答弁もあるのです。方針を出されたのは2月なのです。だから、私は今回ほかの方々がもう具体論に入っているのになぜそもそも論をやったかというと、そこのところがきちっとしていないと、理論的にもっとまとめて公設公営よりも公設民営のほうが町としてこれだけのメリット、町民としてこれだけのメリットがありますということがばんと打ち出されれば、そうならないのです。ところが、6月の質問でも公設民営が決まったわけではないという答弁がきちっとされています。事実されています。それから、指定管理も決まったわ

けではないという答弁になっているのです。ところが、町民の皆様はそうではなくて、ベッド19床で提案されたということがばんと出ているのです。そのことが不安を招いているのです。ところが、現実的にはそこは何も決まっていないということなわけですよね。そういうことに町民は不信を持っている。そして、昨日の答弁にあったように、ベッド19床でやる。指定管理の話も出ている。そういう中で、保健センターのアドバイスをもらって協議をしているのですということなのです、きのうの答弁。そうしたら、町民はどう考えればいいとなりますか。ベッド19床を提案しているところのアドバイスを受けて、19床にするためのアドバイスを受けているのということになりませんか。ですから、そもそも論がきちっとして、そして公設公営より公設民営がここがすぐれているから、町長がそういう決断をした。それを発表したというのは、僕はいいと思うのです。そういうことが今まで必要だったのだから。ただ、そこのところの理論的な裏づけをきちっと町民の人たちにわかるように説明しないとだめなのではないですか。

## 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

〇副町長(古俣博之君) 確かにご指摘のように、2月にセンターと覚書をとった後、そのと きに記者発表はしましたけれども、その後に議会のほうにも説明はしましたけれども、具体的 な議論をしたのは、あのときも私のほうでお話ししたように、あのときが初めてなのです。6 月の議会のときがです。実際に中身の問題も含めて。それは、今大渕議員からご指摘があった とおりです。その中で、その後報道も含めて確かに具体的な数字も出ておりますから、そこの ところが非常に大きな揺れ動きというふうなことについては、大変申しわけないところですけ れども、1つだけしっかりとしておきたいのは、きのう向こうからアドバイスをもらっている という言い方、そのところについてのご指摘がありましたけれども、それはあくまでもセンタ 一が持っている専門的な知見を私たちが学びながら協議をしていますということです。ですか ら、どういう病院をつくるかという主体はここの町長を頭にした町が、行政が進めていかなけ ればならないことだけはしっかりと足元にしながら、足を踏まえてやっているつもりです。そ このところをしっかりと町民の皆様方に、町長もきのう政策判断として10月の末までには出す というふうなことでお話をされておりますので、今の議員からご指摘いただいたところの不安 感というか、理論的なところですか、原則的な部分をしっかりと町民の皆様方に、議会の皆様 方にご理解をいただくような出し方をしていきたいと思います。

#### 〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。そこのそもそも論は、これでやめます。

それで、一般論で言えば、民営化する場合はまちの基本的な考え方があって、それを満たしてくれる相手を公募なり、募集なり、話し合いをするのが一般論で言えば普通ではないのかなと思います。さっきアドバイスとベッド19床の話をしましたけれども、私はそういうことを言っているのです。温水プールの指定管理でもそうですけれども、現実的にはまちがこういうふうにやってくださいというものがあって、応募するわけです。病院でいえば、繰出金は少ないほうがいいに決まっているのです。プランで2億7,700万円になっていますけれども、はっきり

しているのです。それから、ベッド数は基本構想で43と言って、その前の方針では31から33と言っているわけです。それから9項目、こういうことを含めて副町長はここをベースに議論をするのだというふうにおっしゃっています。ところが、さっき僕が言ったのはどういう意味かというと、相手はそういうことを提起する前に19床でばんときて、出てしまっているのです。ところが、担当に聞くと、それはまだ決まっていないのだということなのです。だから、理論的にきちっとするというのは、そういうベースをきちっとしてやらないと、例えばJСНОが来るから考えなければいけないという話が前回ありました。110床来て、では白老町から何人そこに入院するという分析の中で今考えているのかというようなことを含めて、そのことだけ聞いてもしようがないのです。部分のことを聞くという意味ではないのです。だけれども、そういうことがきちっとなって、その上で43だったけれども、31にしましたというのなら話わかるのです。そうでなくて、向こうの19床がばんと出てしまうから、今みたいな状況になるのです。それはなぜか、理論的にそもそも論をきちっと、公営から民営にかじを切るときにそういうことをきちっとしなくてはいけないのです。理論的な部分をです。そして、こういう根拠に基づいて民営化する。現状はこうだという分析に入らなければだめなのだけれども、先にそちらのほうが出てしまっているのです。そこら辺どうですか。

#### 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

**○副町長(古侯博之君)** 実際には、今ご指摘のあったように、19という数字が非常に大きな意味を持つというか、見方をされているという、その中でのさまざまな臆測というか、不安も含めてあるということは十分押さえております。ただ、それは私たちの本意ではなくて、交渉の中で、交渉というか協議の中で出てきたもの。それは、報道が先でしたけれども、その後私たちもこういうふうなことで出ているというふうなことは議会のほうにもお示しはしております。それから、決して何もない中で私たちも協議をやっているわけではなくて、基本的には私が何回も6月会議でもお話をしているように、もちろん私たちが今持っているものは基本構想の5月のものです。そこのところを踏まえて、それからセンターのほうからさまざまな先ほど言った専門的な見地からのお話をいただいていることも踏まえて、再度JCHOのあり方が出てきたことも含めて、今のうちの入院患者、患者の動き、そういったものも含めて数字的にも私たちは押さえながら、それは協議を進めております。

ただ、お互いにどうしても、具体的な部分のところに入れば実際的な問題というのはさまざま出てきていることは事実です。それは、簡単に言えば、こういうふうにしたい、だけれどもこういうふうにしかならないというふうな状況というのは確かにあります。ただ、先ほども申し上げましたように、ここの部分だけはしっかりと押さえていかなければならないのは、主体は白老町だと、ここだと、ここのところだけはしっかり押さえていっていることは確かだし、これからもその立場でというか、ことで町長も含めて協議をしていきたいと思っています。

## 〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

**〇8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。これで最後にします。町政運営をするためには、町の執行部、理事者が最も大切なことは政策、まちづくりの考え方がぶれないと。これは、6月

の議会で副町長がおっしゃられたことです。ぶれないということだと思います。管理職や職員が力を発揮して仕事をするのは町民のため、町民と合意できる政策をぶれずに実行する理事者なのです。それは、責任もあるのです。理事者がとるという責任もあるのです。ですから、理解と納得の行政運営、それは町民の皆様が本当に納得するか、職員が本当に納得しているかなのです。現在の町立病院に対するまちの政策、ここではそもそも論を理論的にきちっと発表する。そして、その上に基づいて町の政策はこうあるのだということをきちっと出す。そういう中で、そこはぶれずにやるということなのです。ぶれずにという意味は、私がさっき言ったように、少なくとも原則的に町の方針があるわけです。基本構想を含めてあるわけです。ここをぶれずにきちっと相手に話をしなかったら、これは交渉にならないのです。交渉というか、話し合いにならないのです。私は、そういう中で、それはもとに戻るかどうかわかりませんよ、決まっていないわけですから、ですから、そういうきちっとした考え方を持って、町民が理解するような、そういう方向づけの中でやっていただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

**〇町長(戸田安彦君)** 新しい病院づくりについては、きのうもちょっとお話ししましたけれども、今の町立病院の建物は50年を経過して劣化が激しいということと新しい病院づくりでございます。病院をつくるに当たって一番大事なのは、町民がきちんと信頼をして利用してもらう病院づくりが大事だというふうに思っておりますので、この辺はセンターともきちんと協議を進めていきたいというふうに思っておりますし、今大渕議員からいろいろお話あったとおり、そもそも論というか、理論的にということで町民がきちんと納得するような形で進めたいというふうに私も思っておりますので、この辺はまだセンターとの協議は続けている最中でありますので、町民の意見を反映しながら進めていきたいと考えております。

○議長(山本浩平君) 以上で8番、大渕紀夫議員の一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時15分

○議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 山 田 和 子 君

○議長(山本浩平君) 続きまして、議席番号1番、山田和子議員、登壇願います。 [1番 山田和子君登壇]

○1番(山田和子君) 1番、会派みらい、山田和子でございます。共生公園の工事も始まり、合同会館の撤去など、活性化プランの基盤整備推進分野では進捗状況が目に見えるようになりました。情報推進分野では、大町商店街のタペストリー設置や巨大パッチワークの制作など、こちらも活動が目に見え、特に巨大パッチワークの制作には多くの方に参加していただき、評判も上々と承知しております。そこで、活性化推進プランの基本方針のサブテーマにありますアイヌ文化の理解と復興による多文化共生社会の実現を図る、この部分について教育学習推進

分野が大きくかかわってくると理解しておりますが、具体的にどのような取り組みがされているのか、またしていくべきなのかを質問していきたいと思います。

では、1項目め、多文化共生、文化の共生についての1点目、活性化推進プランにおける具体的な取り組みについて。

2点目、白老町アイヌ施策基本方針について。

3点目、生涯学習における多文化共生について。

以上、3点お尋ねします。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**〇町長(戸田安彦君)** 多文化共生の文化の共生についてのご質問であります。

1項目めの活性化推進プランにおける具体的な取り組みについてであります。2020年の民族 共生象徴空間の開設を控え、教育学習を推進する分野では、児童生徒にアイヌ文化の学習機会 を提供するアイヌ文化を学ぶふるさと学習事業を継続して実施するとともに、開設への機運醸 成や訪日外国人の受け入れ態勢を構築する多文化共生人材育成事業、本町の歴史、文化を学ぶ 地域学講座開講事業などを官民協働で行ってまいりました。

2項目めの白老町アイヌ施策基本方針についてであります。基本方針については、平成19年 9月に策定し、アイヌ民族の尊厳を確立するとともに、アイヌ文化を次の世代や未来の子供た ちに引き継ぐために、アイヌ民族の誇りを高めること、全町民がアイヌ民族への正しい認識と 理解を深めること、互いの文化を尊重し合える社会の実現に努めること、さらには多文化共存 による地域の繁栄を推進することを目的とし、アイヌ民族の歴史や文化に関する教育の振興な どの取り組みを推進しております。

3項目めの生涯学習における多文化共生についてであります。28年度の事業といたしましては、名所旧跡をまとめた郷土マップを2,000部作成し、町内公共施設に設置いたしました。また、地域学の先進地である世界遺産知床に教育学習部会の委員が視察研修を行い、情報の収集を行いました。地域学講座は、まち歩き講座など3事業18講座を開講し、延べ200人が郷土の成り立ちやおもてなしの心構えについて学びました。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番(山田和子君) 1番、山田です。この8月10日の北海道新聞の記事で、アイヌ新法に生活、教育支援などを明記するかどうかを判断する際の参考にするため、生活実態調査を本年度中に実施すると載っておりました。その記事の中に、差別を恐れてふだんはアイヌ民族だと明かさず、アイヌ民族のコミュニティーから離れている人の声をどうすくい取るかが課題として挙げられていました。私は、差別を恐れてという部分、ここを一日でも早くなくしていけたらと考えております。白老町アイヌ施策基本方針では、答弁にもありましたが、全町民がアイヌ民族とその苦悩の歴史を正しく認識する社会の創造に努めなければならない。アイヌ民族の尊厳と自律を回復するとともに、アイヌ文化を次の世代、未来の子供たちに引き継ぐために今後の白老町における中長期的な展望に立った総合方針として定めるとあります。そして、白老

地域計画レラコラチ、アイヌ語で風のようにというネーミングでありますが、こちらの計画で 具体的な事業を示していると理解しています。レラコラチは、平成18年3月にイオル再生の事 業計画としてつくられたと思いますが、現在でも色あせていない非常によい計画だと評価して います。そして、冒頭申し上げましたとおり、活性化推進プランのサブテーマ、アイヌ文化の 理解と復興による多文化共生社会の実現を図るため、具体的な取り組みについて多文化共生展 開プランを今作成中と承知しております。この計画とレラコラチの計画の関連性はあるのか、 現在レラコラチという計画はどのようになっているのかお尋ねします。

O議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

**Oアイヌ総合政策課長(三宮賢豊君)** まず、計画の現状についてでございますが、この計画については、議員のおっしゃるとおり白老地域計画レラコラチとして、白老町が国土交通省、文化庁、アイヌ協会、アイヌ文化振興研究推進機構で組織されたアイヌ文化振興等施策推進会議からイオル再生事業の先行地域として選定されまして、他の地域に先駆けて策定したものでございます。現在は、事業の主体であるアイヌ文化振興研究推進機構において、白老だけではなく各地域の地域計画とあわせて毎年度事業の検証などが行われておりまして、地域計画の見直しが行われておりますが、白老イオルの方向性であるアイヌ文化や歴史に関する体験学習などを実施する学習型イオルという目指すべき姿は変わっておりません。また、多文化共生まちづくり展開プランとの関係ですが、イオル再生事業の地域計画はプランに掲げていますアイヌ文化の理解、共有も掲げられていますので、関連しているものと考えているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

○1番(山田和子君) 1番、山田です。レラコラチの計画というのは、本当にすばらしい計画だなというふうに、今も色あせていなくて、体験重視のすばらしい計画だと思いますので、引き続き大事にしていっていただきたいなと思います。第5次総合計画の個別計画の中にはもちろん入っていないのですけれども、入っていなくても、これはうちの計画として大事にしていくということの認識でよろしいでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

**Oアイヌ総合政策課長(三宮賢豊君)** 正確に申し上げますと、レラコラチ自体は平成22年度で完了してございます。ただ、先ほど申し上げましたように、アイヌ文化振興研究推進機構におきましてほかの地域の計画とあわせた形で地域計画としては残っております。それで、目指す方向、体験学習の内容なども引き続き行っておりまして、今後も引き続き継続されるものというふうに認識しております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

○1番(山田和子君) 承知しました。計画の精神というのですか、とても大事だと思うので、 うちのまちでも引き続きその精神の継承というのはしていっていただきたいと思います。 旭川市のアイヌ文化振興基本方針でも、市民が旭川におけるアイヌ民族の苦難の歴史を学ぶ ことができる環境を整備することにより、無理解からくる偏見や差別の解消を目指すとあります。過去において、ほかの地域でもアイヌ民族への差別の事実は残念ながらあったと思います。答弁にもありましたように、本町では小中学校での学習は充実していて、アイヌ文化への理解もあり、子供たちには偏見もないと感じています。また、20代、30代の方々にもアイヌ文化は格好いいという意識があると思います。先日飛生で開催された芸術家たちのTOBIU САMPに参加しましたけれども、その様子がとてもよくわかります。また、7月21日と23日に開催された第1回白老みらい創りプロジェクトの対話会で、白老の夏の楽しみ、遊びは何ですかという問いに、白老の文化と歴史、アイヌ民族の文化、ポロトコタンの夜、ポロトの森などとアイヌ文化にかかわることがたくさん挙げられており、次のテーマで話し合いたいことにアイヌ文化について勉強したいという感想もあったことでも町民がアイヌ文化を知りたい、楽しみたいという意識は高まってきていると感じておりますが、担当課としての見解がありましたら、お尋ねします。

〇議長(山本浩平君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 白老みらい創りプロジェクトの関係でございますので、私のほうからお答えしますけれども、みらい創りプロジェクトということで多様な人たちが対話、交流を通して、その地域にあるものを見つけながら、まず地域のつながりを深める中で地域の今後の新たな取り組みというか、施策に生かしていきたいというような取り組みでございますけれども、その中で竹浦、虎杖浜地区、どちらかといいますと象徴空間とは離れた地区であってもそういったことの意見で、白老の地域資源としてアイヌ文化というのは一番大事だという話の中で、アイヌ文化についてももっと学びたいというご意見だったり、ほかの地区でも、例えば札幌から移住されて7年目ぐらいになる方が白老にアイヌ文化、そういうものがあるということで、そのことをもって移住したりだとかということもありますし、それが地域の特色なのだということもお話しされていたりして、そういった部分でもアイヌ文化をしっかり学んでいくということが、例えば外に出たときとか人をお迎えするときにも、しっかりアイヌ文化を理解するということが大事なのかなというふうに認識しております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

**〇1番(山田和子君)** 1番、山田です。ないものをねだるよりも、あるものを探して、それに磨きをかけていくという、そういうことはとても大切で、今のまちづくりには必要なことだと思います。活性化推進プラン全体スケジュールの多文化共生及びアイヌ文化、歴史などを学ぶ講座を通して文化を学ぶことの楽しさやほかの文化に接するための心構えに気づく、新たな発見や楽しさの獲得を導くための事業として地域学講座開講があります。答弁書にもありましたけれども、平成28年度より我がまちを学ぶ地域学講座はまち歩き講座等3事業18講座にわたって行ってきたと承知しております。答弁では延べ200名の参加があったというふうに書いてありますけれども、もう少しその成果について詳しくお尋ねいたします。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(武永 真君)** 本町教育委員会では、まちの歴史や文化、あと接遇、こうい

うものについて学ぶという連続講座、18回に及ぶ約1年をかけた連続講座を行うというのは始めてのことでございました。主なものとしましては、館長とまち歩き講座を8講座、しらおいマメ知識講座を4講座、おもてなし講座を6講座開いたところであります。主な成果といたしましては、参加された方々を通じまして郷土への理解や愛着心が醸成され、ふるさとへの興味関心が非常に高まったことというふうに推測しております。また、我々も事務局としまして地域資源について調べまして、それを郷土マップやパンフレットというような形にできたということも大きな成果であります。そして、つくりましたパンフレットなどを持って自分の住んでいる地域を歩いてみようというような方々の話も最近舞い込んでくるようになりました。地域に対する探究心というのですか、そういうのが膨らんでいるということであります。そして、まち歩き講座の中では、それぞれの地域に地域講師という方をお願いしまして、そこで生まれ育った方、そういう方々のお話を聞けたと。地域講師の方々の誇りとプライドを持って自分の地域を紹介するというのを目の当たりにしまして、人的資源の豊かさを改めて確認するとともに、参加した人たちは私だったらこんなふうに話そう、自分たちのまちのことをこんなふうに話そうというような姿勢という、未来への確かな予感というのですか、将来的な態度というようなことを感じたというところでございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

**〇1番(山田和子君)** 白老町のホームページに地域学講座パンフレットはアップされておりまして、私は特に第3編の大町、高砂地区の内容にとても興味を持ちました。ほかの地域のパンフレットも読ませていただきましたけれども、白老にこんな歴史があったのかと、まさしく白老再発見でした。今さまざまな効果が出てきているようですけれども、今後この地域学講座をどのように活用されていくのかお尋ねします。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長(武永 真君)** まち歩き講座につきましては、今年度も5月から8月まで日曜日の午前中を中心に10回ほど開催いたしましたけれども、町民は36名、延べ179名の参加がありました。昨年が15名で延べ70名ということですので、倍以上の参加をいただいたということになります。また、男女の内訳ですけれども、昨年度は男性が10名に対して女性5名というような比率でありましたけれども、今年度は男性が13名に対して女性が26名ご参加いただいたと。また、参加された方の平均年齢も昨年が70歳だったものがことしは65歳まで下がったということで、20、30、40代の方々も参加いただいているというようなことでございます。また、全10回講座を行いましたけれども、10回とも参加したという方が1名、それと9回以上という者が4名、また7回以上の精勤者が10名ということで、やればやるほど一生懸命出てきてくれるのだなというふうなことを思いました。その中でアンケートもいろいろとってみたのですけれども、議員さんもおっしゃっておりましたけれども、うちのまちにこういうところがあったのかというようなことを改めてわかったと、自分は白老のことを知っているつもりだったけれども、そういうようなところがあったということ。また、この講座に参加しなければ知ることができなかったということもたくさんあったということで、非常に感激したということがありました。

今後についてどのように活用していくかということですけれども、年度内においては参加者とともにこの事業成果の掲示による展示会を文化祭にあわせて開催したいというふうに思っていますのと、またその際に作成したご当地クイズというのがあるのですけれども、その答え合わせを兼ねまして、学んだことを復習し、学習の進展を図りたいということ。それと、最後に、昨年同様郷土資料の編集委員会によりまして本町の偉人や伝説をまとめたしらおい再発見2のパンフレットを制作したいというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

**○1番(山田和子君)** この地域学講座を通して、迎えます民族共生象徴空間の開設に伴ってボランティアガイドさんも当時に育成していければいいなというふうには感じておりますけれども、まず歴史を正しく認識するという点で、そのまま子供たちにも総合学習の時間ですとか、あるいは土曜授業のときとかに活用してはいかがかなと思いますが、その辺の見解をお尋ねいたします。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(武永 真君)** 生涯学習の分野からのアプローチなのですけれども、今年度 1月に子ども議会を考えております。来月には事前の学習会も行いたいなというふうに思って いるのですけれども、その中で、子供たちも自分の地域は歩いたことあるかもしれないのです けれども、ほかの地域はそんなにないだろうということで、まち歩きに似たような試みは一度 今年度やってみたいなというふうに思っています。

〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

○教育長(安藤尚志君) 今議員のほうから土曜授業の活用という点でご提案ございましたけれども、土曜授業自体の趣旨は子供たちがこの時間を通して地域に学ぶということが一番大きな狙いでございまして、趣旨としては同じだと思うのですが、ただその時間の中で実際に子供たちがまちを探索できるかということについては、各学校でそれぞれカリキュラムがございますので、その中に組み入れることができるならば可能かなというふうに思いますが、今の段階でそこまでは多分学校のほうも考えていないのかなというふうに思います。ただ、先日白老中学校で行われました1回目の土曜授業では、子供たちがアイヌ文化にかかわって学習してきた内容を子供たちや保護者の前で発表するというような、そういう時間の活用をしておりますので、これが今後発展して、もう一度学び直しで地域に一緒に出ていって学んでくるという、そういう機会ができれば、また土曜授業も一層充実するのかなというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

**○1番(山田和子君)** 1番、山田です。まず、自分たちの住んでいるまちの歴史をアイヌ文化含めて学び直すということは、とても重要な意味を持つことではないかなと思います。多文化共生を周知するイベント的な大きなシンポジウムを開催するよりも、かなり地味に見える取り組みですけれども、少しずつ町民一人一人に白老の歴史を学んでいただくことが大きな変化をもたらしていくことではないかなと考えております。

この項目の最後の質問ですけれども、生涯学習での多文化共生についてどのようなビジョン をお持ちなのかお聞きして、1項目めは終わりたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

〇生涯学習課長(武永 真君) 私ども昨年度から行っておりますこのような事業、いわゆる地域学講座ですけれども、地域学とは地域に誇りを持てる人間を育てる教育だというふうに思っています。多文化共生への取り組みとは、白老の歴史や文化を学んで、白老にもいろいろな歴史や人や生活や文化があって、考え方があったのだということを理解する。地元が大好きになる。地元大好きな人間を育てるということであると思います。このことから、来年度におきましても町民の生涯学習を後押しするまち歩き講座等を継続したいということと、それが将来的にはまだしっかりしたどのようにつなげていくかは模索中ではございますけれども、ガイド養成に寄与したいというふうに考えております。また、ほかの課においても行われております人材育成に向けた取り組み等の検証を一緒に行うなどして、まちとしての統一した見解と具体的なスケジュールをもちまして2020年に向けた人材育成を推進する必要があるというふうに思います。これらを牽引する中心人物を最終的には民間の中に育てたいと、輩出したいと思っているところです。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

**〇1番(山田和子君)** 大変地道な取り組みになると思いますけれども、応援していますので。 地域学講座のパンフレットはすごくよくできていると思います。ぜひ長く時間かけてでも取り 組んでいっていただきたいと思います。

では、次のまちづくり会社についてに移ります。活性化推進プランの活性化推進分野、多様な人材と交流を生かした魅力あるまちづくりを目標に、その推進組織としてまちづくり会社の設立がスケジュール化されています。

そこで、1点目、設立に向けた進捗状況について。

2点目、抱えている課題と解決策についてお尋ねいたします。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**〇町長(戸田安彦君)** まちづくり会社についてのご質問であります。

1項目めの設立に向けた進捗状況についてであります。私の2期目の公約として掲げたまちづくり会社は、観光産業による地域づくりを目指した白老版DMOであります。この取り組みは、平成27年12月からスタートし、設立手続の計画案の作成を行い、28年度には設立準備委員会での検討、事業計画案を策定しました。29年度におきましては、前年度までの検討を踏まえ、さらに情報収集を進め、組織体制や事業計画案を再構築しているところであります。

2項目めの課題と解決策についてであります。課題につきましては、設立方法の決定、運営するための人材及び資金の確保などがあると捉えております。解決策につきましては、まちづくり会社の設立に賛同する出資者や運営を担う人材を確保し、関係する方々において事業計画案の作成及び運営体制を構築することと考えております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番(山田和子君) 1番、山田です。3月議会の町長答弁で、まちづくり会社は設立準備委員会を広くした中で考えていければいいという答弁がございました。私は、この設立準備委員会を民間の方々に広くしていく前に、何よりもまずその中心人物というか、トップとなるべき人物の決定が一番先にするべきことではないかと考えております。その中心人物を中心にして事業計画を立てなければ、責任を負わない人たちで幾ら考えてもまちづくり会社は進んでいかないのではないでしょうか。やる気のあるリーダーシップを発揮できるトップを探してくることが理事者のまず第一の仕事ではないかと考えますけれども、見解を伺います。

〇議長(山本浩平君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) ただいまのご質問ですが、27年からさまざまな形でまちづくり会社の検討を進めてきました。これまでいろんな形でまちづくり会社にしようというような考えもございましたが、これまでの議会での議論を踏まえて、民間が主体となって新たな展開をしようということを今検討しているところですが、まさに今議員がおっしゃるように、そこをしっかりコーディネートして引っ張っていくようなリーダー、核になると、そういう人材の必要性は私どもも認識しております。町内の方が町内のことを一番よくわかっていますから、そういった方がいるといいのですが、なかなか自分がという部分が難しくて、そうなれば町外の方、そういったことも広く広めて、やっぱり引っ張ってくれる人材も必要ではないかなというふうに認識してございます。町長もあらゆる機会を捉えてそういった人材を探し当てるということの行動等も行っていますが、私どももいろいろな機会でいろんな方とネットワークをつくった中でそういう人材を探していきたいという考えで捉えてございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番(山田和子君) 1番、山田です。まちづくり会社は、多文化共生に関する人材育成などの非収益事業はもちろん、白老型DMOとして地域が主体となって行う観光、地域づくりも担っていくものと承知しております。強力なリーダーは、それは社長としてお迎えしなくてもいいと思いますけれども、とにかく中核的な人材とともに行政から職員を出向させて、非営利部分や観光地域づくりの事業計画づくり、設立に向けて事務的なことは行政が支援しながら会社設立といった流れがいいのではないかと考えております。例えというか、道南の福島町では、本町と同じ平成28年の新・地域再生マネージャー事業を活用して平成28年11月にまちづくり工房を設立しています。その事務局体制は3名で、1名は現在の地域おこし協力隊員、そしてもう一名は町の臨時職員で企画課に勤務する方を法人への出向として、法人の支出を縮小する方針ということでそういう事務局体制をとっています。私も、まちづくり会社が安定的に事業収益が出るまで行政からの出向ということは考えてもいいのではないかと思いますが、職員を出向させることについての見解を伺います。

〇議長(山本浩平君) 岩城副町長。

**〇副町長(岩城達己君)** これまでも、まちづくり会社ということではなくて、いろいろな町

内にある団体に対して職員が出向するという体制はとってきたというのがございます。今回のまちづくり会社の設立に向けてという部分では、どこが母体となって展開していくかということが、まず大事なことが1つあります。そこに対して行政がそこにかかわりを持たないということではなくて、行政はしっかりそこはかかわっていかなければならないと思います。そのことがイコール出向かといったら、出向でなくても十分できることもあろうかと思います。今の段階でそういう方向でという答弁は申し上げられませんけれども、行政のかかわりが大事なことだからこそ、まちづくり会社という白老版のDMOであって、単純に民間が商売やるというのであれば、それはそれでいいと思います。ところが、非収益事業もあるわけですから、そういう部分はしっかり行政もかかわって組み立てていかなければならないかなというふうに捉えてございますので、今の段階ではまだ出向という部分の考えには立ってございません。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番(山田和子君) 1番、山田です。福島町のまちづくり工房の公益事業としては、吉岡温泉の指定管理者受託事業と、あと観光協会の事務受託事業というのを、確実に収入源としてこの2つの公益事業を請け負っています。そして、ことし新聞報道等にありましたけれども、ビジネス事業で青の洞窟のクルージング事業を試行的に運航させて、当日は曇っていたので青くならなかったみたいですけれども、そのようにもうかる事業のことも検討しながら、今一生懸命まちづくり工房を発展させようという努力が見られるところです。それで、観光協会の事務受託事業を請け負っているという点なのですけれども、うちのまちとしても観光協会との統合も視野に入れて、観光客に対する窓口の一本化というのは観光客側にとっても便利なことだと思いますので、観光協会の機能もまちづくり会社に統合して一本化を目指すべきと考えておりますが、見解を伺います。

〇議長(山本浩平君) 岩城副町長。

**○副町長(岩城達己君)** 今のご質問ですが、現在ある観光協会と考えているまちづくり会社を一つにしてはどうかという視点でのご質問かと思います。選択肢にはいろいろあると思います。今の観光協会を法人から株式会社化する方法も1つあろうかと思いますし、全く違う部分でまちづくり会社を立ち上げるという部分と統合という方法とか、さまざまな展開方法はあるかというふうに思います。その中の一つとして今お話があった統合という、観光協会が発展的にそういう形をとっていくという趣旨かと思いますが、そのことも今現在担当課のほうでそのことによってどれだけの収益事業があって、より多くのお客様に対しての対応、サービス含めた中で事業化できるか、その辺は検討しておりますので、一つ一つ整理ができれば、そういう方向の道もないということでは決してないかなというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

**〇1番(山田和子君)** では、まちづくり会社の最後の質問ですけれども、まちづくり会社が 余り順調に進んでいない原因は、かかわっている人の意識に白老には無理なのではないかとか、 今すぐ必要ないのではないかとか、そういう後ろ向きの感情がないことはないのではないかと いうふうに感じています。改めて、白老町にまちづくり会社が町長は必要であるという強いメッセージを伺って、まちづくり会社の質問は最後としたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 日本の国が観光立国ということで訪日外国人4,000万人を目標として行っていますし、北海道も300万人、400万人という形で訪日外国人を受け入れる体制を今つくっている最中でございます。実際今現在230万人北海道に来ているということは、白老町にできる象徴空間を中心とした訪日外国人または道内、道外の観光客のお客様がここをきちんと周遊というか、象徴空間を目的に来るお客様も白老町内に経済の活性化も含めてきちんと周遊して、経済が回るような形をとっていかなければならないというふうに考えますと、先ほど山田議員がおっしゃっていたまちづくり会社というのは必要不可欠な団体であるというふうに思っております。一番難しいのは、やっぱり人になるのですが、ここはきちん外貨を稼ぐ、経済を回すこととまちづくりという公的な部分とをきちんと考えて、白老町全体の経済と公的な役割を考えなければいけないので、この辺は2020年にきちんと間に合うように会社の設立を行っていきたいというふうに考えておりますし、それでなければ、ポロト地区だけに人が来てほかの地域には人が来ないという状態が一番悪いと思いますので、この辺はきちんと連携性と連動性を持ちながら周遊させる人の流れをつくっていくためのまちづくり会社を必ず設立したいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

○1番(山田和子君) 1番、山田です。さまざまな成功事例の視察をしてまいりましたけれども、必ず成功事例の陰にはマンパワーがありました。人の力というのは本当に重要で、トップとなる中心となる人を探してくるということは非常に大変だと思いますけれども、町長や理事者におかれてよい出会いがあることをご祈念申し上げて、この質問は終わりたいと思います。では、3項目め、公園施設の管理、整備について。財政調整基金が健全化プランの目標金額も達成し、さまざまな基金も増額され、暗闇だった財政状況にわずかな光が差し始めています。前段の同僚議員の質問の中にも財政規律をきちんと守ってプランを遂行するべきということは重々承知しておりますけれども、プランからは余り大幅にはみ出さない程度で取りかかれる案件と考えまして、3点質問いたします。

1点目、子育て支援の観点から遊具の改築、設置について。

2点目、すぐに修繕すべき建築物があると考えるが、優先順位の考え方について。

3点目、桜ケ丘運動公園の整備について。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**〇町長(戸田安彦君)** 公園施設の管理、整備についてのご質問であります。

1項目めの子育で支援の観点からの遊具の改築、設置についてであります。公園施設につきましては、スポーツ、レクリエーションなど誰もが身近に利用できる施設として整備を進めており、主な設備としては、シーソーやブランコ、滑り台、鉄棒などの遊具やベンチ、休憩所な

ど憩いの場となるような設備を配置しております。また、公園遊具等につきましては、劣化の 状況や利用状況などを十分に踏まえながら補修や更新するなど、定期的な点検や公園里親制度 を活用して、誰もが安心して利用できる公園づくりに努めております。

2項目めのすぐに修繕すべき建築物の優先順位の考え方についてであります。公園施設の修繕につきましては、予防保全の視点から定期的な点検を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、施設機能の向上、保持に取り組んでおります。また、修繕が必要な遊具等につきましては、適時補修しながら安全性、快適性を確保し、誰もが安心して利用できる施設として維持管理に努めております。

3項目めの桜ケ丘運動公園の整備についてであります。一般財団法人白老町体育協会が指定管理者として温水プールを除く町営球場、陸上競技場、テニスコートなどの運動公園施設全般の管理運営を3人体制で実施しております。多くの方々に快適に利用していただくため、日常の安全点検を初め、芝の管理や破損箇所の修繕等を随時行っております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

○1番(山田和子君) 1番、山田です。公園里親制度は、町民の皆さんの善意で遊具のペン キ塗りや草刈りなどの維持管理を行っていただいていると承知しております。公園ではありま せんけれども、先日美園団地のガードレールのペンキ塗りが町内会の有志の方々で行われてい ました。何から何まで行政がやる時代ではないということ、町民ができることは町民が行う意 識は協働のまちづくりの上でも大切です。また、企業でも公園をきれいにするボランティアを 行ってくださっていると新聞報道などでも承知しております。これは、大変ありがたいことだ と思っております。町民ができることは町民で努力してまいりますけれども、遊具の設置はや はり行政の仕事です。改めてこの質問をするに当たって公園を見て回っても、目新しい遊具は なく、特によちよち歩きのお子さんが遊べる遊具がほとんどありません。白老は、外遊びがで きる暖かい季節が短いですけれども、幼児期の外遊びはとても大切です。外遊びの環境を整え ることも子育て支援と考えております。文部科学省は、平成24年3月に幼児期運動指針を出し ておりますけれども、幼児期における運動の意義、要するに幼児期にたくさん運動すると成人 病にもならず、健康寿命も延びるという、大まかに言うとそういう指針であります。幼児期に 運動することの大切さ、外遊びの環境を整えることというのは大切であるし、行政の仕事であ ると考えております。この幼児期運動指針にかかわって、外遊びの環境を整えることについて どのような見解をお持ちかお尋ねします。

〇議長(山本浩平君) 安藤教育長。

**〇教育長(安藤尚志君)** 今議員がお話ししていただいたように、幼児期における遊びというものは人が豊かな成長をしていく上の基盤づくりというようなことで、あと遊びを通して子供たちはさまざまな社会性を学んだり、意欲、心の部分での成長もしていくということで、このことをきちんと行うことは極めて重要だというふうに考えておりますし、また現実的には恐らく保育園や幼稚園の中でもこうした考え方に基づいた教育活動が行われているというふうに理解しておりますけれども、教育委員会としても、教育委員会というよりも、役場としてもそう

いった子供たちの外遊びができるような環境づくりについて十分意を尽くしていくことは必要なことだというふうに理解しております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

- ○1番(山田和子君) 1番、山田です。参考までに、本町の地区別の3歳児以下の人数をお尋ねしたいと思いますが。
- 〇議長(山本浩平君) 畑田町民課長。
- 〇町民課長(畑田正明君) 3歳児以下の町内の人口ということで押さえております。町内で8月末現在ですが、270名が3歳未満というふうにカウントしております。地区別で言いますと、社台が10名、あと白老140名、石山8名、萩野38名、北吉原27名、竹浦20名、虎杖浜27名、合計で270名となっております。
- 〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番(山田和子君) 1番、山田です。人数が多いところに設置してあげたいという考え方もありますけれども、その地区にずっと乳幼児が集まるとも限りませんので、ここにという地区の要望はできませんけれども、秩父別町はこの4月にキッズスクエアちっくるというのを、箱物ですけれども、子供が安全に元気いっぱい遊べる健やかわくわく成長空間ということでちっくるという建物を建てているのです。秩父別町の人口は、全部で2,430人なのです。この時期の会議録を読んでみますと、交流人口が目的ではなくて、担当課は教育委員会の教育グループなのです。だから、要するに子供が運動できるスペースを子育て支援として、このまちで子供を育てたいと定住目的でこの施設をつくったということがよくわかります。ほかのいろんな議員さんからは、維持管理経費等々、これからの人口減少を見てどうなのだという発言もありましたけれども、子供たちに対する体を動かすという点で、非常に秩父別町ではそういったことを念頭に置いて子育て支援をしているのだなということがよくわかります。うちのまちでは、もう箱物云々ということは要望できませんけれども、今人数は聞きましたけれども、人数に関係なく子供たちの遊びの場の提供というのは行政が考えていかなければならない課題でありますし、例えばすくすく3・9も老朽化してきていますから、何かそういった新設の機会があれば、幼児が安全に遊べる遊具の設置を検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

〇議長(山本浩平君) 小関建設課長。

**〇建設課長(小関雄司君)** 遊具の設置ということで、例にすくすく3・9の老朽化といった 部分が出てきたのですけれども、すくすく3・9のようなところというのは基本的には子供を 子育てする拠点というふうな部分でありますので、そういうところに例えば遊具を設置すると いうのは非常に利用価値としては大きいのかなと思います。そういうところの横に公園を設置 するというとまた話が大きくなるのですけれども、基本的にそういう施設に付随する、または 併設するようなコミュニケーション遊具というのでしょうか、そういうのをある程度設置する ということは非常に有効な部分なのかなと思いますけれども、公園と捉えるか、今後併設として捉えるかは別にして、そのあたりはすくすく3・9の今後のあり方の中で何か議論されるよ

うなことがあれば、その中で一緒に、遊具の設置等についてもどういう方向性がいいのかとい うことは中に入って一緒に議論させていただきたいなと思います。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

**〇1番(山田和子君)** 3歳児以下の問題というか、課題ですので、子育て支援室の課題でも同時にあるわけですけれども、教育委員会と建設課と子育て支援室と連携しながら、幼児期の外遊びの環境づくりは大切だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

では、2項目めのすぐに修繕すべき建築物云々についてですけれども、都市計画マスタープランや公共施設総合管理計画でも公園の扱いというのはとってもあっさりしています。公園の長寿命化計画はあっても、財政状況が厳しいため、執行の優先順位としては低くなっているのが現状です。しかし、公園施設の長寿命化は、やはり予防、保全的管理と定期的な点検作業が大切であるということは明白であります。特に建築物でいうと萩の里自然公園のセンターハウスは、建築物でありながら建築物扱いではなくてインフラ扱いになっておりまして、公共施設として取り扱っていられないようですし、そのまま適時に修繕というような形になるのではないかというふうに危惧しています。木材ですから、特に予防、保全的管理をしていく必要があると思います。現地確認しましたところ、センターハウスのほうは今のところきれいに塗装されておりましたけれども、木道というのですか、歩くところの木が一部腐食していたり、つまずくほどの反りぐあいがあったり、途中のベンチの木がちょっと腐食していたりということがあります。木でできているものですから、定期的にというか、早目に保全することが大切であると思うのですけれども、その見解をお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 小関建設課長。

**〇建設課長(小関雄司君)** センターハウスの件でございます。センターハウスそのものというのは、もう十五、六年たっていますので、今後は定期的に点検して整備しなければいけないなと思っております。今言われた歩く木道、入り口付近の木道なのですけれども、そこは我々のほうとしても確認しておりまして、老朽化して、木ですからちょっと欠けてしまったり、または反ってしまっているようなところもありますので、そういったところについては早急に確認して修繕なり補修なりするような形にしていきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

○1番(山田和子君) 1番、山田です。萩の里自然公園は、交流人口をふやすためのさまざまな活用が期待できる場所だと考えております。草花の宝庫のところでありますし、草花観察会やアイヌ民族博物館の巡回ミニパネル展としても今回展示場としてセンターハウスが活用されておりますし、私が見に行ったときは車椅子に乗られた方が、あそこはなだらかな坂を上がっていって森林浴ができるものですから、車椅子に乗った方がお散歩に来られていたり、家族で芝生の上でお弁当を食べたりという光景が見られ、萩の里自然公園は白老町においても大事な宝物であると感じておりますので、しっかり維持管理をしていっていただきたいと思います。次に、桜ケ丘運動公園に移ります。桜ケ丘運動公園も、やはり町民の健康増進とともに交流

人口をふやすツールとして見ることができます。国立アイヌ博物館見学とあわせて、さまざまな大会や合宿の誘致も可能であると考えております。まず、その状況について具体的にお聞きしますけれども、テニスコートの状況なのですが、ボールが黒くなってしまうというふうにお聞きしておりますけれども、現状はいかがでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(武永 真君)** 桜ケ丘運動公園のテニスコートは、平成2年にオープンいたしました。6面ありますラバーコートのほとんどでその表層のサーフェスというラバーが剥がれまして、劣化が激しくて下地のアスファルトがむき出しになっているというような状況が長い間続いております。また、経年劣化によりまして凹凸が発生しているということは、我々押さえているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

**○1番(山田和子君)** 1番、山田です。続いて、それでは陸上競技場のサッカー場の芝の管理はどのようになっていますでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(武永 真君)** 陸上競技場、こちらにつきましては平成6年に供用開始になった施設でございます。中央に広く大きな芝がございます。数年前まで、多分3年ぐらい前までは結構荒れてはいたのですけれども、最近は体育協会の芝の管理もしっかり行き届くようになりまして、また我々のほうでも予算をつけまして芝の管理というものも、業者に部分委託ですけれども、するということになりまして、一昔前に比べるとよくなっているというように我々のほうでは押さえております。また、サッカーをしていただく時期についても、芝の養生がある程度済んだ5月過ぎというのですか、6月ぐらいから使用していただけるようにお願いして、周りからも周知もうまくいって、そのように協力して使っていただいているようなところでございます。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

[1番 山田和子君登壇]

**〇1番(山田和子君)** 1番、山田です。私が教育委員だったころ、七、八年前だと思うのですけれども、プールの前の池にガラスの破片がいたずらで入れられて、水を入れない水なし池になったという記憶があるのですけれども、現在はどのような状況になっていますでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(武永 真君)** 議員さんおっしゃるとおり、10年ぐらい前にそういうような 状態が長く続いておりました。その際には、砂利というか、そういうものが池の中に入ってい たのですけれども、その後コンクリートで固めまして、何かあったらすぐに取り出せるように しているのと、あと年中ということでなくて今のところは7月から8月までの暖かい時期にの み、しっかりきれいにした段階で水を入れ、子供たちには楽しんでいただいているというところでございます。

O議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

## 〔1番 山田和子君登壇〕

**〇1番(山田和子君)** 池が小さい子の水遊びの場所となっていくことがうれしいなと思いますけれども、私も知らなかったので、ぜひ宣伝していただきたいと思います。

体育協会の指定管理費内で、恐らく内だと思うのですけれども、ペンキを購入して自分たちで野球場のフェンスのような柵のようなところのペンキ塗り等をされているのは承知しておりますけれども、それ以外の大まかな修繕ですか、ラバーコートですとか、芝生の管理ですとか、そういったところをきちんと維持管理をして、まちづくり会社ができたらそういった公園施設プラススポーツ観光というのですか、アイヌ民族博物館を見学し、何らかの大会をやって、虎杖浜に宿泊していただいてとか、町内の飲食店を利用していただいてとかいう、そういう企画もできますから、そういったスポーツ観光的なツアーを企画するためにもきちんとした整備をして、まちづくり会社がもしできたとしても何を売りにしたらいいのかというのが、はっきり使えるような施設がたくさんないと事業計画も立てにくいのではないかと考えておりますので、テニスコートも6面あればフットサル大会もできますよね。そういったことで、公園整備というのは財政難においては優先順位の低い事業なのかもしれませんけれども、白老町に今あるものをどう強みにしていくか、知恵の絞りどきではないかなというふうに思います。

最後に、こういった公園整備全般についての議論をお聞きになってのまちの見解をお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 公園全般ということでありますが、まず最初の質問にあった子育て支 援の話なのですけれども、3歳未満、3歳に限らずなのですけれども、外で遊ぶということは 子供にとっても成長とか発達という意味では大変いいことだなと思いますので、この辺は教育 委員会と相談しながら整備を進めていければいいなというふうに思っているのと、今議員から のお話にあったとおり、幼児のときの外遊びが非常に大事だということをまずは宣伝をして、 公園があるから、ないからではなくて、親がそういう気持ちになるほうが大切だなというのは 聞いて思ったので、そちらのほうも周知をしていければいいなというふうに思っております。 また、桜ケ丘運動公園等々の大人というのですか、そういう競技場については確かにインフラ 整備、環境が整っていれば大会誘致や合宿誘致はできると思いますので、この辺は箱物がなけ れば、ホテル業界ともちゃんと連携をしながら宣伝もできると思いますし、大会誘致は、今の テニスの話ですとやっぱり黒くなるのです。僕も行ったのですけれども、それは行政の仕事だ と思いますので、テニスコートも含めてきちんと整備をしていかないと逆に人が来てくれない というのは私も感じているところでありますので、財政の話に最後はなってしまうのですけれ ども、国や北海道、もしくはいろんな企業の補助メニュー等々に高額な補助があれば、それは 知恵を出してきちんととりにいって、一般財源はできるだけ少ないような形で進められるよう にアンテナを高くして進んでいきたいなというふうに思っております。

〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番(山田和子君) 1番、山田です。アウトメディアの取り組みも随分、私が質問して以

来本当に真摯に取り組んでいただきました。幼児の外遊びの環境づくりという点もしっかりと 取り組んでいただきたいのと、あるものに磨きをかけていくための予算をしっかり確保してい くということは大事だと思うので、お願いして終わります。

〇議長(山本浩平君) 以上で1番、山田和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長(山本浩平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 森 哲 也 君

○議長(山本浩平君) 続きまして、7番、森哲也議員、登壇願います。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**○7番(森 哲也君)** 7番、日本共産党、森哲也です。本日は、2項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目めにごみ対策について伺います。

- (1)、不法投棄ごみについて。
- ①、町の不法投棄ごみ量の推移状況はどのようになっているか。
- (2)、家庭ごみについて。
- ①、4月から燃料ごみの種類がふえたが、回収量はどのくらい増加したのかをお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**〇町長(戸田安彦君)** ごみ対策についてのご質問であります。

1項目めの不法投棄ごみのごみ量の推移状況についてであります。平成26年度は149件で、回収量が26.6トン、27年度は160件、25.6トン、28年度140件、22.5トンと3カ年度の回収量は年々減少傾向にあります。29年度については、7月末現在で58件、13.7トンとなっております。

2項目めの家庭ごみについての燃料ごみの回収量についてであります。昨年8月末では166.7トンとなっておりましたが、4月から廃プラスチックの品目が拡充されたことにより、本年8月末では192.6トンと25.9トン、15.6%増加しております。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。白老町の家庭ごみの分別カレンダーを見てみると、2020年の国立アイヌ民族博物館開設に向けて、きれいで美しいまちをつくりましょうと表記をされております。これから多くの方を迎え入れるだけでなく、暮らしている町民にとっても安全で快適に暮らせるまちであるためにも、ごみ対策は重要と考えております。

そこで、まず初めにお伺いしたいのは、町においての不法投棄ごみの量は年々減少傾向にあるということでございますが、この点はとても評価できることだと思います。町として不法投

棄ごみの対策はどのように行ってきたのかをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** 不法投棄に関する町の対策ということでお答えさせていただきます。

まず、不法投棄につきましては犯罪であるということについて皆様に理解をいただくために、 広報等で周知をしております。それから、あとは不法投棄が頻繁に行われるような箇所につい ては看板等を設置するというところもやってございます。そういったところで不法投棄の防止 ということをまずはやってございます。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

- **O7番(森 哲也君)** 7番、森です。現在行われている不法ごみの対策については理解をしましたが、これからも不法投棄ごみの減少に向けて対策をしていく必要があると思いますが、私は今後不法投棄ごみを減らす上においても欠かせないと思っていることがありまして、それは不法投棄ごみなのか、所有物なのか、判断のつきにくいものというのがあると思います。具体的に申しますと、町営住宅の空き家の部分におかれましてその周辺に物が置かれていることが見受けられます。まず1点確認したいのは、町営住宅において空き家部分に置かれているものは不法投棄ごみに当たるのか、それとも所有物に当たるのか、町の見解をお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 小関建設課長。
- ○建設課長(小関雄司君) 町営住宅の関係ですので、私のほうからお答えします。

まず、町営住宅の空き家に置かれたごみということなのですけれども、基本的にはそれが不 法ごみなのか、もしくは一時的に近所の人が置いたのか、そういうあたりの分別をつけなけれ ばいけないということでありますので、基本的にはそこに置いている物に対して張り紙をまず して、しばらくの間周知を図るような形にします。それでも見つからなければ、周辺にある程 度聞いた中で、それは完全に所有者がわからないということになれば、それを不法投棄として 扱って、町のほうで処分するというような形で今進めております。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

[7番 森 哲也君登壇]

**○7番(森 哲也君)** 7番、森です。空き家部分に置かれている不法投棄物に関しましては、近隣に住む方においても、もしかしたら所有物かもしれないと考えてしまって、町のほうに連絡ができない状況とかもあります。また、そこに物が置かれているとまたさらに物がどんどん置かれていくという現状もありますので、まず張り紙での早期の、いろんなところにありますので、ちゃんと細かく見て対処していただければなと思います。

不法投棄物に関してもう一点、公営住宅においてなのですが、川沿公住の恐らく駐車スペースに当たる部分になると思うのですが、町が立てた看板があります。そこには、ここにある不法投棄されたごみは現在投棄者を捜していますというふうに書かれた看板がありまして、その横に先週までは自転車や家電などが数台置かれている状態になっておりました。そこで、投棄者を捜しても見つけるのは困難だと思いますので、いつまでも置くのではなく、置いた物に対

しては本当にきちんと期間を定めておかないと、この場所にもどんどん投棄物が置かれていく 状況になるのではないかと考えておりますが、町の考えをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 小関建設課長。
- **○建設課長(小関雄司君)** 川沿の不法投棄らしい部分についても看板なり、張り紙というのは張っているかと思いますので、それは今後状況を見て、それが間違いなく誰が置いたのか確定できない、もしくは一時的なのか、不法投棄なのかということ、そのあたりでも所有者が見つからないということになれば、うちも近いうちに不法投棄として確認して、処分のほうはすぐ行いたいと思っております。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

[7番 森 哲也君登壇]

**〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。不法ごみについては理解をいたしました。

次に、家庭ごみについてでありますが、ことしの4月より燃料ごみの種類が拡充されまして、15.6%の増加ということでありますが、燃料ごみを分別することによって各家庭で燃やせるごみの減量化につながります。そこで、まず初めに町の現状をお伺いしたいのですが、現在町の燃料ごみのリサイクル率はどのようになっているかをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** こちらは、ごみ量全体のリサイクル率ということでご答弁してよろしいでしょうか。

ごみのリサイクル率ということになりますが、平成28年度でいきますと16.11%というふうになってございます。こちらにつきましては、27年度が14.08%になりますので、2.03%リサイクル率としては向上しているという現状でございます。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

- **O7番(森 哲也君)** 7番、森です。現状では16.11%だということは理解をしましたが、平成31年までに目標19%を掲げております。なので、今後も燃料ごみのさらなる回収をと思うのですが、今回燃料ごみを拡充されたのですが、今回拡充されたもので町民の方から多く声があるのは、形のあるもの、仕切りトレー、パック類、容器類がふえたので、袋に入れるとすぐいっぱいになってしまい、置く場所に困るという声がよく聞かれます。燃料ごみの種類が拡充されましたが、燃料ごみの回収日、現状では2週間に1回ですが、町としては今後の燃料ごみの回収日についてはどのように考えているのかをお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。
- **〇生活環境課長(山本康正君)** 回収日の増加ということについてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、ごみ収集全体にかかわる問題でございます。収集体制を見直したり、経費の問題もかかわってくることになるかと思いますので、4月から燃料ごみがふえているということは間違いございませんし、今回廃プラスチックのかさばるものがふえているということは間違いございませんが、この辺の推移といいますか、増加の推移も見ながら、今後の課題としては捉えさせていただきたいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。燃料ごみについては、家に置くところがないとの理由などで燃えるごみのほうに入れてしまうこととかもあると思います。私は、回収日がふえることで燃料ごみの回収量も増加すると思いますので、検討していただければと思います。

そのほかにも家庭ごみの現状なのですが、町内の高齢化率は進行している状況でございます。 ほかにも、単身世帯の増加、要介護者、要支援者の増加傾向の状況もあります。その中におい ても多くの方からごみ出しに困っているとの声はよく聞かれますが、町としては高齢者のごみ 出しの現状をどのように捉えているかをお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。

**〇生活環境課長(山本康正君)** ごみ出しについて高齢者の方がご苦労されているというお話につきましては、高齢者介護課のほうの情報からも、ヘルパーさんがごみ出しを実際に手伝われているということも聞いておりますし、そういった把握はしてございます。ただし、生活環境としてはそれをごみ収集を個別にするかとか、そういった部分になりますとかなりの費用的な部分がかかってくるということもございますし、そういった部分から現状としてはごみ出しに困っている方がいらっしゃるという現状の把握は高齢者介護課からの情報等で押さえている現状にございます。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

[7番 森 哲也君登壇]

**○7番(森 哲也君)** 7番、森です。今のごみ出しの現状なのですが、今後の大きな課題になると思っています。そして、ごみ出しのあり方について、私は高齢者福祉だけでなく生活環境として考えても、今のごみ袋のサイズでは種類が足りないのではないかと考えています。具体的には、現行の最小サイズが20リットルでありますので、もう少し小さいサイズを用意するべきではないのかと思います。先ほど燃料ごみの質問をさせてもらいましたが、燃料ごみを拡充されたことにより、若い年代の方たちで単身世帯の方とかでも20リットルの袋だと今回燃料ごみが拡充されたので、大き過ぎてなかなか生ごみなどを出せないという声もあります。また、高齢者のごみ出しにおいても、現状のごみ袋の最小サイズが20リットルなので、10リットルや5リットルのごみ袋があることにより、ごみの重さが減りますので、身体的にもごみ出しの負担が軽減することにもつながると考えていますが、町の見解をお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。

**〇生活環境課長(山本康正君)** 今20リットルが最小のサイズでございます。それ以下の10リットルですとか5リットルについてつくる考えということでございますが、実際に苫小牧市では10リットル、5リットルということと、それから登別市も10リットルをつくっております。それで、町といたしましても、近隣においてもそういった小さなごみ袋をつくっているということもございますし、以前一般質問等でもそういった声をいただいておりますので、まずは10リットルの作成に向けて、こちらについては前向きに検討させていただきたいというふうに今考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

- **〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。家庭ごみについては理解をいたしました。 続いて、2項目めの健康づくりに入ります。2項目め、健康づくりについて。
  - (1)、健康寿命について。
  - ①、町の健康寿命の推移状況及び傾向をどのように捉えているか。
  - (2)、健康しらおい21について。
  - ①、9年間に及ぶ長期計画だが、現時点での評価をどのようにしているか。
  - ②、健康増進に向けた取り組みの推進状況は。
  - (3)、総合体育館について。
  - ①、体育館利用者の区分(小・中学生、高校生、大人・大学生)の利用割合は。
  - ②、利用促進の考え方は。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

**〇町長(戸田安彦君)** 健康づくりについてのご質問であります。

1項目めの健康寿命の推移状況及び傾向についてであります。本町の健康寿命の算出方法は国保データベースシステムを用いており、平成26年度から28年度までの過去3年間の健康寿命は、26、27年度は男性63.4歳、女性66.8歳、28年度は男性63.3歳、女性66.4歳であります。なお、男性は全国で65.2歳、全道で64.9歳、女性は全国で66.8歳、全道で66.6歳であり、本町の健康寿命は男女ともにいずれも下回っております。

2項目めの健康しらおい21についてであります。1点目の現時点での評価をどのように捉えているかについてでありますが、今年度は計画の中間評価の年度であるため、現時点では評価済み項目と未評価項目がありますが、評価済み項目では高血圧の改善など17項目において目標を達成しております。その結果、メタボ予備群が24年度と比較して27年度では3%減少しており、また糖尿病有病者の増加が抑制されるなど、事業効果が出てきているものと捉えております。

2点目の健康増進に向けた取り組みの推進状況についてであります。自分の健康は自分で守るという視点で、町民、団体、町がそれぞれの役割を持ち、関係機関と連携しながら活動を展開しており、民間の各団体では各種健康づくり講座や個人的に運動に取り組む姿勢が多く見られております。また、健康増進につながる事業計画として、25年度の健康しらおい21計画を初めに、食育推進計画、特定健診等実施計画を策定後、26年度にデータへルス計画、28年度には糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定して、それぞれの計画の整合性を図りながら健康増進に取り組んでいるところであります。こうした取り組みが町民の生活改善や医療費抑制の効果につながっているものと捉えております。

3項目めの総合体育館についてのご質問であります。 1 点目の利用者数及び割合についてでありますが、28年度実績で2万2,050人の利用があり、55小中学生8,945人、高校生1,945人、大人1万1,160人で、その割合はおおよそ小中学生40%、高校生9%、大人51%となっておりま

す。

2点目の利用促進の考え方についてでありますが、日中は広く一般町民や総合型地域スポーツクラブが、夕方からは主に少年団や各種スポーツ団体が専用して利用しております。少子高齢化や人口減少によって利用者数も減少傾向にあり、大きな課題となっておりますが、トレーニング機器を導入し、教室を開催するなどして利用促進に取り組んでおります。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

[7番 森 哲也君登壇]

**O7番(森 哲也君)** 7番、森です。まず、町内における健康寿命についてであります。これからさらなる高齢化が予測されるために、社会保障費の上昇が考えられるだけでなく、高齢期の充実した生活を迎えるためにも健康な状態を維持していくことが重要だと考えております。町としても、健康しらおい21の5つの基本的な方向の一つに健康寿命の延伸と健康格差の縮小を掲げております。私も町にとって健康寿命の延伸が欠かせないと考えておりますので、質問させていただきます。

まず、町の健康寿命の平均は、男性が28年度で63.3歳、女性が66.4歳ということでありますが、こちらの算出方法は国保データベースシステムを用いておりますが、厚生労働省は日本の平均健康寿命を71.19歳、女性が74.21歳との発表をしており、これは国保データベースシステムではなく、日常生活に制限のない期間の平均は国民生活基礎調査と生命表を基礎情報とするサリバン法というもので算出されたものであります。なので、算出方法の違いで大きく差が開いているのだなという、一般的に報道されている数値と差が広がっているのだなということは理解したのですが、国保データベースシステムと国が用いているサリバン法というのはどのような違いがあるのかをお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。

**○健康福祉課長(下河勇生君)** サリバン法と国保データベースシステムの使用の関係でございます。

今議員がおっしゃられたとおり、国で調査しております国民生活基礎調査における質問事項に対しまして、あなたは現在健康上の問題で日常生活に何か影響がありますかに対するないとの答えを日常生活に制限なしと定め、性別、年齢別、階級別にその割合を求め、生命表を用いて算出されております。それに対しまして、本町では、健康寿命の延伸は生活習慣病対策だけではなく、介護予防対策もセットでなければならないとの観点から、特定健診、保健指導データ、レセプトデータ、介護保険データが入った国保データベースシステムを使用して算出しているものです。健康寿命の算出方法ですが、どちらがよいということではなく、ほかにもいろいろ健康寿命の算出方法がございます。本町におきましては、全国、全道、同規模団体との比較がしやすいデータベースシステムを使用した算出方法を使用しております。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。国保データベース等の算出方法の違いは理解したのですが、1 答目の答弁書を見ても全国の健康寿命の平均が男性で65.2歳、女性で66.8歳、全道で

も66.6歳となっており、町の現状をこちらの国保データベースのほうで比較しても平均よりは低い位置にいるという状況であります。健康寿命の背景には、その地域による気候や食生活、運動歴などさまざまな要因はあるとは思うのですが、町としては現在の健康寿命の平均が道や国より低い要因はどのように分析しているのかをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- O健康福祉課長(下河勇生君) 健康寿命が低い要因はということですが、なかなか難しいのですけれども、4点ほど考えられるかと思います。1点目としましては、分析しますと心筋梗塞、脳梗塞、脳出血が同規模自治体平均よりもまず多いということ。2点目としまして、64歳以下で亡くなっている人が同規模自治体平均よりも多く、また平均寿命も短いということ。3点目としまして、64歳以下で介護が必要な状態になる人が同規模自治体平均よりも多い。4点目としまして、医療費、介護給付費は同規模自治体ということ。分析としてはこういう形が出ております。こういう要因がいろいろ重なった中で低くなっているものと考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

[7番 森 哲也君登壇]

○7番(森 哲也君) 7番、森です。今の4つの要因についてなのですけれども、病気になるのが重なっていることが多かったのですが、それらを防ぐためにも、もちろん食生活なども大事なのですが、行政において健康寿命の延伸を掲げているのは健康しらおい21なので、私はこれの目標を達成していくことが本当に重要だと考えております。それで、1答目の答弁書を見ても、17項目において目標を達成しておりますという評価でしたが、目標項目というのは53ありますので、まだまだ数々の目標があると思います。この評価を細かくしていくことで町の現状などがわかると思いますので、重要であると考えますが、まだ健康しらおい21の計画は5年ありますが、町としては今後どのようなことが課題だと捉えているのかをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** 答弁しましたとおり、こちらは評価の途中でございます。全体的にいろいろ要因があるかと思います。現状におきましては、大きな要因としましては人工透析とかが多いということで、糖尿病とかの病気の部分がちょっと多いかなと思っております。そういう部分に重点的に取り組んでいくことが健康増進につながるものと考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**○7番(森 哲也君)** 7番、森です。今人工透析などが多いとの話がありましたが、健康しらおい21を見ても、白老町の健康においては腎臓の機能低下の数値であるクレアチニンの所有率が5.9%あり、この数値は全道で2番目に高い数値であります。なので、人工透析の予備群の方が多いのかなという傾向も捉えられるのですが、クレアチニンについても食生活の関連が深いので、保健指導を充実していくことも重要でありますが、健康増進に向けた取り組みを今より進めていくことが私は重要であると考えております。健康増進に向けた取り組みを進めていくことでも生活習慣病予防につながると思いますが、食生活や運動習慣というのはあくまでも個人個人の生活や習慣がありますので、押しつけるものではないので、あくまでも啓発して関

心を持ってもらうことと健康増進の取り組みを支援する環境整備が私は必要であると考えております。

そこで、ここで伺いたいのは、まず町においてもいきいき4・6に健康増進室がありますが、 そこの稼働状況についてお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** 健康増進室にはルームランナーやエアロバイク、卓球台がございます。一日を通して町民の皆様に利用されているかと思います。状況でございますが、平成24年度には6,931人がおりましたが、28年度におきましては5,346人と徐々に減ってきている状況でございます。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

[7番 森 哲也君登壇]

○7番(森 哲也君) 7番、森です。稼働状況については徐々に減少傾向だということは理解したのですが、健康増進室は悪天候時においても運動ができるスペースですが、町民の方と話してみると、健康増進室を知らないという方も結構いますので、今以上の周知をして利活用の促進をと思います。それ以外にも、先ほどの質問でも言ったのですが、興味や関心を持ってもらえる環境づくりが本当に重要だと考えており、白老町においてもライフステージに合わせて健康増進の活動や講習などは多々行われています。私は、それらを全部結びつけていくことが大事だなと考えておりまして、今他自治体において住民の健康づくりの活動にポイントを与える健康ポイント制度というものを導入している自治体がふえております。健康ポイント制度において、健康診断やトレーニング室の活用、健康に関する講演を聞く、介護予防事業に参加することなどでポイントがたまる仕組みで、そのポイントがたまった後の特典については各自治体によって大きく違いはあるのですが、北海道でも栗山町、佐呂間町、夕張市などでも行われて、広まりを見せています。白老町でも数多くの取り組みはやられておりますので、それらにもっと関心や興味を持っていただける仕組みづくりとしても今後必要になってくるのだと思いますが、町の見解をお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。

O健康福祉課長(下河勇生君) 健康ポイント制度でございます。運動したり健康診断を受けた場合にポイントとして受け取る、商品券とかを渡すような制度でございます。今年度は、特定健診の料金1,700円を無料化しております。これは、ある面1,700円分のポイント還元をしていることと同じ状況かなと考えており、これが今後受診率にどのようにつながっていくのかというのを見きわめていきたいと考えております。費用対効果などをいろいろ考えながら、町民還元がどのような町民行動につながっていくかということを考えており、すぐに受診勧奨におけるポイント制度導入とはならないと考えております。ただ、内部でポイント制度は常日ごろ研究しております。実施済みの他市町村の情報収集などにも努めておりますので、今後さらに研究していきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**○7番(森 哲也君)** 7番、森です。健康ポイント制度は、課をまたいで行われている取り 組みが一つになると思うので、検討していただければと思います。

健康増進の取り組みについて、次に総合体育館に入ります。総合体育館の年間実績で2万2,050人の利用とのことですが、町外問わず、年代も問わず使用されている施設だと思います。また、使用目的もさまざまであると思います。町民のスポーツ施設としてだけでなく、体力、健康の増進においても重要な施設であると考えております。そのために、今よりも誰でも使いやすい施設にしていくことで利用促進にもつながると考えております。ですので、総合体育館について質問させていただきますが、まず初めに伺いたいのは、ことしの7月に北海道障がい者スポーツ大会が東胆振1市4町において43年ぶりに開催されました。白老町においても総合体育館がバスケットボールの会場として使用されましたが、この大会のときの施設として障がい者への対応は十分にできたのかをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** 7月9日の北海道障がい者スポーツ大会の関係でございます。 当日は、知的障がい者のバスケットボール大会を開催いたしました。特に身体的に問題のある方々が参加したわけではなかったものですから、体育館の施設等において特に問題なく進めたと思っております。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

**○7番(森 哲也君)** 7番、森です。身体状況においては問題なく行われたということですが、体育館というのはいろんな方が使われるところでありますので、そこでよく聞かれる声が総合体育館を利用していてトイレがだんだん今の状況で考えると使いづらくなってきているという話があります。それで、近年のトイレの使用というのは年代を問わず変化をしてきていると思います。若い年代の方の中には、例えば和式のトイレを使用する習慣というのがだんだんなくなってきています。また、高齢の方が使用するにおいても、和式トイレだと立ち上がりなどがなかなかできなくなってきているという状況もあります。それで、総合体育館のトイレの今後の整備について、何か町のほうで考えていることがあればお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 武永生涯学習課長。

**〇生涯学習課長(武永 真君)** 総合体育館におけるトイレの状況でございますけれども、総合体育館には男子のほうに大便器が3つございます。そのうちの1つが洋式になっております。また、女性用のほうにつきましては、4つある便器のうち1つが洋式になっております。また、総合体育館にはシャワールームですとか、あと柔剣道場も併設しておりますけれども、そちらについては全て和式ということで、洋式はございません。今後財政状況等も勘案しながら、ウォシュレット式のトイレというのは我々の生活にすっかり定着しているものですので、また手すり等も準備した中で、そういうような考え方でまいりたいなと思いますし、また現在は横にコミュニティーセンターがございますので、そちらにはオストメイトトイレも配備しておりますので、そちらを使用していただくように身障者の方々にはお願いしているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。

〔7番 森 哲也君登壇〕

7番、森です。町の考え方については理解しましたが、誰もが利用し 〇7番(森 哲也君) やすい施設の環境というのは、もちろんオールバリアフリーにこしたことはないのですけれど も、予算を考えたら現実的ではないので、できない状況があるのなら、いかに配慮をしていく ことが必要かなと常日ごろから思っておりまして、最低限の配慮はしていくべきだと考えてお ります。例えばなのですが、いきいき4・6のトイレには手すりがついているのですが、ほか の施設にはついていない状況とかもありまして、全てを全部やるのではなく、できるところか ら満遍なく全部やっていくべきではないかと考えております。総合体育館において玄関に車椅 子対応のスロープが整備されています。これは、障がい者への対応と思えるのですが、つい先 週まで正面玄関のスロープを上がったところの目の前に灰皿が置かれている状況でございまし た。総合体育館は未成年の方なども多く利用され、今まで正面玄関から入られていたと思うの ですが、そのような状況があって、何が言いたいかというと、施設によって喫煙場所やトイレ の手すりの配置などがまちまちになっている現状がどうしても感じられるので、こういったも のは統一していくべきなのではないかと考えておりまして、このようなことで年代問わず誰も が使用しやすい施設になるだけではなくて、ノーマライゼーションの促進にもなると私は考え ております。町の考えをお伺いしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。

**○副町長(古俣博之君)** 今議員のほうからるる、誰もが安心して安全に使用する施設のあり方についてのご指摘がありました。先日も障がい者団体のほうからも、体育館のトイレの問題だとか、それから各種施設の本町における障がい者の使いやすさを含めての要望も受けております。そういう中で、公共施設の改修というか、その状況把握については終わりながら、今度は個別計画に進めていくというふうな段階に来ているところで、これから皆さんがお互いに配慮し合いながら、さっき言った安全に、安心に使っていくためにはそういうふうな整備の仕方をしっかりと考えていかなければならないというふうなことは重々押さえております。そのためには、いつもそこには財政という問題がつきまとっているわけですけれども、これから共生社会というか、共生のまちづくりを進めていく本町において、それは十分大事にしていかなければならないことだというふうには強く捉えて今後の整備に向けて考えていきたいと思っております。

○議長(山本浩平君) 以上で7番、森哲也議員の一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

- ○議長(山本浩平君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
  - 一般質問を続行いたします。

# ◇ 西 田 祐 子 君

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員、登壇願います。

〔11番 西田祐子君登壇〕

- O11番(西田祐子君) 11番、西田祐子でございます。在宅高齢者の暮らしについてお伺いいたします。
- (1)、白老町の見守りについて。白老町では、後期高齢者が大変増加しております。独居高齢者、老老介護世帯、支援が必要な障がい者世帯、後期高齢者と精神的な障がい、統合失調症などを持った子供等の世帯、この人たちの相談が増加しており、このような方々の見守りや支援のあり方が課題になっています。また、災害時の要援護者対策も課題になっております。一方で、支援すべき役場の職員はふえておらず、不足しております。地域関係機関、社協、民生委員、町内会の関係事業所、郵便局や新聞配達所とかの連携、協力が不可欠であると思います。孤立死や徘回老人も依然として後を絶たない状況にあり、これら見守りを取り巻く環境は厳しさを増しています。このことから、見守りの現状と課題について質問させていただきます。
  - ①、見守りネットワークの組織、目的、取り組みと成果、今後の課題を伺います。
  - ②、日常的(平時)と災害時(有事)の見守りの体制を伺います。
  - ③、孤立死の現状、過去10年間を伺います。
- ④、見守りネットワーク設置要綱に孤立死ゼロの目標が入っていませんが、まちとしてどのような考え方でしょうか。
- ⑤、支援をする担い手との連携が必要だと思いますが、個人情報の提供、共有をどのように 考えていますか。
- (2)、在宅高齢者などの暮らしを守る政策について。在宅の後期高齢者をめぐる現状は、将来の地域づくりやまちの行財政運営にも大きな課題となっております。在宅生活の継続に欠かせない食事や家事、住環境の維持とともに、疾病の予防や健康増進の取り組み、高齢者の生活に配慮した交通の確保などが挙げられます。そのような多様なニーズに対応するため、まちや住民団体、NPO法人など多様な担い手による支援のあり方が模索されています。後期高齢者の生活実態に即した支援のあり方、多くの在宅高齢者などの暮らしを守る政策の実現に向けて質問いたします。
  - ①、介護保険制度のすき間をどのように考えているか。
  - ②、高齢者を誰が支えていくと考えていますか。
  - ③、高齢者サロンの効果があると聞いていますが、現在の状況を伺います。
  - ④、暮らしを守る政策の課題と解決策をお伺いいたします。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

**〇町長(戸田安彦君)** 在宅高齢者等の暮らしについてのご質問であります。

1項目めの白老町の見守りについてであります。1点目の見守りネットワークの組織、目的、 取り組みと成果、今後の課題についてでありますが、高齢者、障がい者、子供たちが住みなれ た地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り活動を行うことを目的に、この 趣旨に賛同していただいた町内会、民生委員、民間、福祉事業者及び関係機関の89事業所が相互に連携し、安否確認や防犯、孤立防止や虐待の防止、消費者被害等の防止などを図るため取り組んでおります。成果としましては、平成26年度から開始してから年々安否確認などが行政に寄せられ、対応するケースが多くなっております。しかし、単身高齢者や障がい者の中には個人のプライバシーの問題で支援拒否の課題があります。また、子供に関しては、未就園児や長期に学校を休んでいる場合に虐待のサインが発見しづらいことが課題となります。

2点目の日常時と災害時の見守り体制についてでありますが、平常時の見守りについては見守りネットワークの活動目的により、町民や民間事業者、関係機関などが日常生活や仕事の中で見守り活動を行い、ちょっとした異変に気づいたときに担当課に連絡していただく体制をとっております。また、災害時の要援護については、災害時において円滑かつ迅速に避難するため、白老町避難行動要支援者支援計画に基づき、要支援者名簿の作成に取り組んでいるところであります。

3点目の孤立死の現状についてでありますが、孤立死と孤独死の区別が明確ではありませんが、平成20年3件、21年1件、22年7件、23年3件、24年10件、25年6件、26年7件、27年5件、28年13件、29年の現在状況は7件となっております。

4点目の見守りネットワークの要綱に孤立死ゼロの目標がないについてでありますが、白老町の見守りネットワークは高齢者、障がい者、子供たちが地域で安心して暮らせるために、地域全体で安否確認や防犯、虐待防止など広く捉えた見守り活動を趣旨としており、活動の一環にはできる限り孤立死を未然防止するため、日ごろから異変等に気づいた場合町への通報をしていただき、早期発見、早期対応に努めているところであります。

5点目の見守り連携で個人情報の提供、共有についてでありますが、見守りネットワークでは、白老町個人情報保護条例に基づき、緊急時の生命など危険が迫っている場合の共有方式とあわせ、高齢者等の本人が見守りを希望する場合や町内会や民生委員などが見守りのために心配な高齢者等の個人情報を必要とされる場合に、本人同意を得て第三者へ個人情報を提供する取り組みを27年7月から実施しているところです。

2項目めの在宅高齢者等の暮らしを守る政策についてであります。1点目の介護保険制度のすき間と2点目の高齢者を誰が支えていくかの考えについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。介護保険制度のすき間となるさまざまな生活支援体制を充実させることが重要と考えます。そのためには、75歳未満の高齢者は支えられる側ではなく支える側になっていくことが介護予防や生きがいにつながることをより多くの住民に理解してもらい、将来的には有償ボランティアを視野に生活支援の担い手となる仕組みづくりを考えております。

3点目の高齢者サロンの効果と現状についてでありますが、現在本町では住民主体で運営する地域サロン事業を進めており、既に町内では3カ所で実施しております。その効果としては、閉じこもり予防や地域の支え合いの土台づくり、見守りや声かけのきっかけづくりとなると考えております。

4点目の暮らしを守る政策の課題と解決策についてでありますが、道内でも本町は高齢者人口が多いため、介護分野を初め、若い世代の人材確保が難しい課題があります。そのため、公

助、共助だけでなく、自助を基本としつつ、元気な高齢者がさまざまな場面で活躍できる場の 提供と互助ができる地域づくりを目指しております。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

- **○11番(西田祐子君)** 11番、西田でございます。①番目の白老町の見守りについてですけれども、見守りネットワークに登録されている人数、本人や家族、また民生委員児童委員とか、そういう関係者からの要望があって登録されている人、またそれとは別に担当課として、まちとしてこのくらいの人数が見守りが必要だと思われる人数を把握していらっしゃったら、それもお伺いいたします。
- 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。
- **○高齢者介護課長(田尻康子君)** 今のご質問なのですけれども、本人同意をいただいた見守り登録者の人数でございますか。

大体今10人にも満たない登録者でございます。今後必要とする人数ということになりますと、 実際具体的に把握はしてございません。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** 避難行動要支援者として捉えている人数でございますが、9月1日現在で727名で押さえております。

[何事か呼ぶ者あり]

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** 済みません。767名と訂正させていただきます。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

- **〇11番(西田祐子君)** 見守りネットワークに登録されている人数がまだ10人未満、それで災害時の要援護者支援計画で今登録されている方が767名、そういうふうに理解してよろしいですね。
- ○議長(山本浩平君) そういう答えですから。
- O11番(西田祐子君) わかりました。

そうしましたら、今度白老町の地域見守りネットワークの中で設置要綱、高齢者の見守り活動実施要綱、2つあるのですけれども、これに目的が入っていないのです。これは明確な目的を私はきちっと示すべきだと思うのですけれども、設置要綱は書いているのですけれども、それについての考えを伺います。

- 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。
- ○高齢者介護課長(田尻康子君) まず、見守りネットワークを立ち上げる後にこの設置をするということで、それが目的ということになりますので、設置要綱は高齢者、障がい者、子供たちを地域全体でいろんな方たちがかかわって見守るという体制づくりも含めた設置ということで要綱を定めておりますので、そこは具体的な活動目的の要綱にはなってございません。また、もう一つの地域見守りネットワークの設置要綱ということでは、町内会だとか……失礼い

たしました。訂正いたします。地域見守りネットワーク設置要綱のほうが先ほどお話ししたとおりです。もう一つの町内会等による高齢者等見守り活動実施要領というのは、これは町内会や民生委員が見守りが必要とされる方の情報を提供することと、それから見守りを必要とするご本人が町内会とか民生委員とかに対して提供するということでの目的なので、ここは活動のための要領にはなってございません。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 説明は大体わかるのですけれども、私が言いたいのは、これは町民の人たちが登録するものであって、町民とか町内会とか、そういう関係団体がかかわってくるものなので、その辺はきちっとわかりやすくしたらいかがですかと、そういうような問いかけだったつもりです。そちらのほうでわかっているからいいですという問題ではなくて、それは役場内部の方々はよく理解できるかもしれないけれども、これを読んでやる人たちは町内会とか民生委員の方とか、こういうことが余りよくわからない方だということを理解していただきたかったなと、そういうようなつもりで質問しました。

それと、見守りネットワークの要綱の中で、本人情報確認兼提供同意書というのがあるので す。ここの中に、様式第2号だと思います。本人情報確認兼同意書という中に、町内会長さん、 民生委員の個人のお名前になっているのです。ちなみに、室蘭民報さんの記事、28年の12月11日 に、町内会、自治会が加入率低下になっていると、町内会自体の力がなくなってきていると、 こういうような新聞もありまして、ほかにも同じようなことをいろいろ情報を聞いております。 ちなみに、私の町内会も加入率75%でございます。役員の高齢化など、弱体化しつつある町内 会に、ただ単に本人の情報確認兼提供同意書、こういうものにお願いしますと言われて、町内 会長さんとか民生委員の方々が個人的に頼まれてしまった場合にどうなのかという問題です。 それは打ち合わせのときもお話ししたと思うのですけれども、これは町内会の役員みんなでで きる同意書になるのか、それとも町内会長一人だけの責任になるのか。また、民生委員さんも 民生委員会の中で共同で情報をもらえるのか、個人の民生委員さんがその方を見守らなくては いけないのか。その辺がはっきりしないのですけれども、私は、これは民生委員さんなら民生 委員会の中で共同で情報が共有できる、町内会だったら町内会の役員さんの中で情報が共有で きる。そういうものでなければ、負担が大きくなって、誰もこういうことをいいですよと受け られなくなってしまうと思うのです。1人ぐらいのときはいいですけれども、これからは2人、 3人になっていきますから、この制度がもしどんどん進んでいけばですよ。そうなってきたと きはどうしたらいいのかということを考えたとき、その辺のお考えを伺います。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

**○高齢者介護課長(田尻康子君)** 本人同意、第三者に対する提供ということでの見守りの仕組みの関係でございますけれども、様式第2号のところの情報提供先というところで、こちらのほうでご本人が見守りを希望するというところの部分では町内会長のみということでお願いしています。また、民生委員は、民生委員個人ということで提供先をお願い、全てご本人の希望になりますから、もしご本人が町内会長さんにお願いしたいということであれば町内会長さ

んになりますし、もしくは民生委員の方、個人の方でお願いすれば、そういうふうにお願いし......

[何事か呼ぶ者あり]

- **〇高齢者介護課長(田尻康子君)** 見守りの関係でございますよね、本人同意の関係でございますよね。今の質問。
- 〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。
田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 今議員がご質問ありました町内会長さんお一人ではなくて、その方のご負担になるということで、さまざまな役員の方に見守ってもらうための同意を求めたほうがいいのではないかというご質問かと思うのですけれども、ただ個人情報、ここに緊急連絡先だとか、結構詳しい情報が入っておりますので、ことし町内会に対する個人情報保護法の改正があって、個人情報の取り扱いがかなり町内会に対して厳しく扱われているところがありますし、またたくさんの方がご本人の情報を持つことでの保管の仕方がこちらのほうでなかなか見通しができないという部分がありますので、こちらは最小限でご本人の同意をもらった中で提供するという仕組みをとってございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

- **〇11番(西田祐子君)** 町長、副町長、これでいいと思いますか、これでやっていけると思いますか、その辺だけお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。
- ○副町長(古俣博之君) 見守りですから、たくさんの目が本来あったほうがいいだろうというふうなことは私自身もそうだなというふうなことで理解はします。ただ、個人情報保護法の関係で、本人が同意をもって、相手、指定されたほうがそれを受けるというふうなことに対しての相手の受け方ということもそれは考えていかなければなりませんけれども、そこの相互の関係の中でどういうような状況をつくり出していくかというところがこれから大事になってくるのではないかなというふうに思っております。そういう中で、今現在の状況は個人情報の出し方をきちっと保護法にのっとった形で出すとしたら、今のつくり方の方法しかないというふうなことで進めているということだというふうに、町としてはそういう進め方をしているところです。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**O11番(西田祐子君)** そうしましたら、ちょっと順番を変えて、個人情報のことについて議論させていただきたいと思います。

白老町の個人情報保護条例の第9条では、利用及び提供の制限ということで、法令などの規定に基づき利用し、または提供するとき、本人の同意に基づき利用し、または提供するときと、こういうふうにきちっと書かれているのです。ですから、個人情報というのは、本人の同意が得られれば個人でなくてもいいということがここできっちり明確にされているわけです。そういう中で、ちゃんといただけるのだったら、町内会なら町内会、民生委員さんなら民生委員さん、そういうお願いする団体を信頼してきちっと情報を提供してもらわなかったら、見守りするほうだってどこまで見守りしていいかわからないです。例えば1年に1回とか1カ月に1遍、元気かいと顔見に来るだけだったら、それは個人でいいかもしれないですけれども、そうではなくて見守りネットワークの趣旨は一体何なのかということを考えたときに、それでいいのかという問題が私は生じてくるのではないかなと思うのです。

ちなみに、砂川市が高齢者いきいき支え合い条例というものを平成25年4月に施行しております。これは、本人が提供に同意した場合、市長が社会福祉協議会が支え合い活動を実施するために必要があると認めたときは市内に住所を有する65歳以上の者に係る情報を提供することができると、こういうふうにつくっているのです。簡単に言ってしまいますと、砂川市のほうでは市が責任を持って個人情報を集めて、その情報を提供する相手というのは社会福祉協議会を中心として、社会福祉協議会の中に町内会とか民生委員とか関係機関が入っていて、そこの関係機関の中できちっと情報を管理しますという、こういう約束事をきちっとつくって、そして情報を提供しているという形なのです。

ですから、先ほど言いましたけれども、個人情報の関係があるので、どこまで情報を提供していいのかということになりますよね。だけれども、支えてもらうほうも確かに情報は漏れたら嫌かもしれないけれども、支えるほうにしても複数の人たちで助けていきたい。さっきここで答弁、一番最初にありますよね、お互いに協力し合いながら助け合っていかなければいけない。だったら、例えば民生委員さんの中で、民生委員になる方々がその方でなければだめだというのはおかしいと思うのです。民生委員会の中で情報が共有できなかったらおかしい。選ばれた人たちなのです。町が認めた人たちなのです。この方にお願いしますと。そこのところをお願いする人たちもきちっと理解してもらえるように努力するべきだと私は思うのです。町内会長さん方だって、副会長さんとか何人かの役員の方々というのはそれぞれの町内会の中で信頼されて選ばれた方々なのです。そういう組織と町がきちっとした情報についての勉強会を重ねて、お互いに提携し合って、そこの中できちっとやっていかない限りは、私はこの見守りネットワーク、今10人未満と言っていますけれども、これから先本当にこの程度でいいのかなと、きちっとした形のまち全体の見守りの体制になってほしいと思うから、私はこの辺をきちっとやってほしいと思うのですけれども、もう一度お考えを伺います。

### 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

**○高齢者介護課長(田尻康子君)** 見守りネットワークを設置したという根底には、まず当時 民生委員の方々だとか町内会の方々は高齢化も進んでいまして、民生委員の方たちはエリアが かなり、担当している地域の持ち分がかなり広いということだとか、また町内会も高齢化が進 んでいて見守りするのが大変負担だというお話を聞いておりました。それで、今回こういった 見守りネットワークを立ち上げたところでの趣旨なのですけれども、さりげない見守りをお願いしてございます。どうしてかというと、結局住んでいる方、地域の方、さまざまなお考えの方がいらっしゃいます。自分のことを監視されているような見守りはされたくないという方もございますし、そういったことも考えたときには、中には精神障がいをお持ちの方だとか、認知症の方でも自分が認知症だということを知られたくないという方もございます。そこにはいろんな問題の背景はございますけれども、いろんな方たちのことを考えたときには、さりげない見守りということが大事なのかなということで、地域住民の方、または日常的にお仕事をしている方で気がついたときにちょっと心配な方がいらっしゃった場合はご連絡いただいて、こちらの町のほうで担当するという仕組みをとってございますので、がちがちとした見守りをするということは、中にはいろんな問題が生じてくるかと思っております。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 今聞いていて変だなと思ったのですけれども、見守りネットワークは地域の方々がさりげなく見守ると今言いましたけれども、情報をもらっていないのに、誰が誰を見守りするのか、どなたを見守りするのか。だって、この方を見守ってくださいというのは町内会長しか情報をもらえない。それで、その地域の方々にこの方を見守ってくださいという、情報がない中でどうやって見守りネットワークに情報が行くのか、その辺はどうなのですか。私はちょっと理解できないのだけれども。見守りしてくださいとお願いをしている人ではない人たちで、ただ単に見守りは見守りで情報をもらっている人、それ以外に地域の人たちがあそこの家は新聞がたまっておかしいとか、そういうのを教えてくださいということなのでしょうか。そうしたら、ここで登録されている人の話を私はしているのだけれども、登録されている人はどういうふうにしたらいいのか、どうしたらいいのかわからない。

- 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。
- **○高齢者介護課長(田尻康子君)** 登録されている方は、今大抵の方はご本人から見守ってくださいという方よりも、民生委員だとか町内会の方がご本人の情報がないから、ちょっと心配なのだということでこちらのほうに申請をしていただいて、ご本人から同意をいただいて、そしてこういうふうに情報を渡して見守っていただいておりますので、申請に来てくださる方は町内会とか民生委員の方がほとんどなのです。ですので、お互いに同意のもとで見守り活動をやっていただいているという形になっております。
- 〇議長(山本浩平君) 古俣副町長。
- ○副町長(古俣博之君) 先ほどから田尻課長がお話ししていることは、本町にある見守りネットワークの要綱の趣旨としては、お互いに皆さんで生活の中で困り感があるか、ないかだとか、そういうふうなことで気遣いをしながらいきましょうという非常に大きな範囲での要綱に1つはなってある。その中で、全体の中から今度は特にこの人はいう人に関しては、ではどういうような見守りが必要なのかというふうなことで、そこの部分は本人自体も見守ってほしいだとかというふうな意思を確認しながら、情報をきちっと町内会だとか民生委員のほうに出してもらって、そこのところは専門的にというか、ふだんのさりげない見守りではなくて、しっ

かりとした時期的にも決められた中で見守りをしてほしいという、そういうつくりになっているというところがあるということを田尻課長のほうからお話をしているのだと思うのです。だから、そこのところは議員がおっしゃっているように、議員はそこの個々の見守り体制をつくっていくために町内会長という限定された、それから民生委員というふうな限定された、そういう人だけではなかなかそこのところは大変な部分があるから、そのところを何とか解消できるようなつくり方をしたほうがいいのではないかという、そういうご指摘ですよね。ですから、そこのところは今後個人情報のあり方、先ほど議員がおっしゃったように、本人の個人情報の同意のしてもらい方だと思うのです。この人だけという人もいるかもしれないし、これは町内会の役員の皆さんにだとか、それから民生委員の人たち全部というか、近くにいる方々へというふうな、そういうところの区分けがどういうふうにするべきかというところを今後課題として検討していくところはあるのではないかなというふうには思っています。ただ、今の時点では田尻課長が先ほどから言っている状況というか、そういうつくり方にしかなっていないということであると思います。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**〇11番(西田祐子君)** 副町長の答弁いただきましたので、今後の課題としてぜひ何とかしていただきたいなと思っております。

先ほどの砂川市の話なのですけれども、砂川市は人口は白老町とほぼ同じです。また、高齢者世帯数もほぼ同じと聞いております。そこの包括支援センターの職員と役場職員が地域で高齢者を見守る支えの仕組みをつくりました。市が主体となって個人情報を収集したと先ほども説明しましたけれども、全戸を回って、1件ずつ市職員が回って、そしてやってきたと。まちとして役場が取り組むというのはこういうことではないかなと。そうしていくと、結局先ほどから私が言っているような問題とか、そういうものも解決していくし、一番大事なことは行政ができること、やったほうがいいことはできるだけ早くスムーズに私はやっていくべきだと思うのですけれども、その辺のお考えを伺います。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 砂川方式も白老町の見守りネットワークの部分でちょっと内部で検討したこともございました。今議員がおっしゃられるとおりに、市の職員が1件1件訪問して実態把握した中で、見守りを必要とする方に対して同意をもらって、提供するという仕組みでございますけれども、今現実これを同じような取り組みをうちの課で行うとなると、まだまだ大変な人の問題だとか、体制の問題もございまして、これ以外にやることがまだまだ課題がある中で、ちょっと難しい問題もあるかなというふうに感じております。ただ、この見守りネットワークはまだまだ議員がおっしゃられるような課題がございますので、いろんな先進的な事例を参考にしながら今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 日常時の見守り体制はわかりました。次に、災害時の見守り体制につ

いて伺います。

先ほど9月1日現在で767名というふうになっていますけれども、私は手挙げ方式が一番いいのではないかなというふうに思っております。関係機関共有方式と同意方式とありますけれども、手挙げ方式というのは、例えば75歳以上の高齢者の方々で介護をもらっている方々いらっしゃいますよね、介護認定されている方々、そういう方々はケアマネジャーさんが年に1回は必ず面接し、そしてどういう形にするかというような形でやっていくのです。そのほかに、本人の病状が変わったらその都度ケアマネジャーさんが直接本人と会うわけですから、これをやっていくに当たり、そういうようなケアマネジャーさんの力をかりてやっていったらこれは随分早く災害時の要援護者避難計画の個人情報の収集が進むのではないかなと思うのですけれども、この辺のお考えはいかがでしょうか。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(下河勇生君) 避難支援行動の関係でございます。

まず、名簿の作成ですが、白老町におきましては例えば要介護 3 以上とか、身体障がい者の 1、2 級とかという要件が決まっておりますので、これはデータに基づき名簿がまず作成されております。議員おっしゃったのは、その次にその人たちの情報を提供していいかどうかというところがなかなか進んでいない状況です。もちろんヘルパーさん等を使いながらその話をさせていただいているのですけれども、なかなか進んでいない状況です。ですので、名簿は必然的にまずデータで作成できます。ただ、その他災害時の支援が必要だと認められる方というのは申し出ていただかないとだめなので、その部分のところは申し出ていただいたものを名簿に登録するという状況で、それが先ほど767名というのは、認定基準によって自動的に名簿を作成している状況でございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 高齢者というのは、例えば包括支援センターって何をやっているところかもよくわからないというのが現状です。私の両親もそうですから。ケアマネジャーさんが全てで、あとは何だかよくわからないという状況の中で、役場の職員だから信頼して、保健師さんだから信頼して全部やってもらっているというのが現状です。ですから、もっとその辺を高齢者の方々に理解していただけるような努力はぜひしていってほしいし、関係機関共有方式でもどういう方式でも、どんな形であれ本人方が理解するというのは信頼関係があって初めてやってくれる話なので、その辺は努力して一日も早く災害時のそういう名簿を作成できるようにしていただきたいと思います。

そして、それと同時にヘルプマーク、ヘルプカードについてなのですけれども、これは今年度だと思うのですけれども、障がい者団体を通じてヘルプマークの普及を提言させていただきました。先ごろ、ことし7月20日に経済産業省が2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客にわかりやすいようにJIS案内用図記号に追加されております。これをぜひ白老町でも使っていただきたいなと、そういうふうに思ってことしの初めに提言はさせていただいたのですけれども、担当課のほうではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** ヘルプマークの件でございます。現在北海道のほうでヘルプマークを推進しようという動きがありまして、私ども市町村を通じて手を挙げていただいた方にヘルプマークを発行するという動きがございます。これが実現すると、私どもが窓口となって、必要とされる内部障がい等でヘルプマークを使いたいという方のところは進めていけるのではないかなと考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) ヘルプマークも手挙げ方式と同じなのです。ヘルプカードのほうには本人の名前、それから連絡先の電話、会社名とか、呼んでほしい人、そういうものを書いて、カードとなっていて、そしてなおかつヘルプマークというのは、災害時に自分の例えばバッグだとかに身につけるようにして、何かあったときには助けてくださいというものなのです。これだって災害時の見守り体制と同じような状態ではないかなと思いますので、ぜひお考えをお願いしたいと思います。それで、もしやっていただけるのでしたら、これはいつごろからやっていただけるのかお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 下河健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(下河勇生君)** 先ほど申し上げたとおり、まだ北海道のほうは正式に決まっておりません。決まり次第、私ども市町村が窓口になって申請をするような形になります。年度内に可能であれば実施したいと考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) ぜひよろしくお願いいたします。

次に、孤立死の状況であります。今年度だけでも既に7件ということになっております。昨年度は13件と随分件数が多いのですけれども、このような方々の状況というのは、お話しできる範囲内で結構ですけれども、年齢とか家屋の状況、例えばアパートに住んでいるのか、一戸建てなのか、発見者はどういう方が多いのか、また死亡理由とか発見するまでの日数とか、そういうのを大体で結構ですから教えていただければと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 越前消防長。
- **〇消防長(越前 寿君)** 孤独死、最初に現場に駆けつけるのは、今までの覚知状況から見ますと町内会の方、あるいは町内会の方が警察に連絡をして、警察のほうから我々のほうに通報が入って、我々の救急隊が現場のほうに駆けつけるということがほとんどだと思いますけれども、住宅的には過去数年間のデータを見ますと一般住宅が多うございます。それで、覚知状況によっては、先ほど申しましたとおり、町内会の方が新聞がたまっていてちょっとおかしいだとか、そういうこともございますし、たまたま家族が電話を入れて、なかなか出ないということで、それで覚知するということもありますし、また隣のまちに住んでいる子供さんとかが訪れて、お風呂にいたとか、そういうような状況もございますし、一概にどういう状況だったのかというのはまとめ切ることができません。いろんな状況で孤独死というのがあるというとこ

ろでございます。

以上です。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 地域見守りネットワークも孤独死ゼロを目指してほしいなと私は思っているのです。というのは、北海道町内会連合会が平成27年から一人の不幸も見逃さない住みよいまちづくり全道運動を展開しているのです。こういうふうに町内会連合会の方々も、孤立死とか孤独死というのが自分たちのまちの中で、近所で死なれてから何日も忘れられていたというのはやっぱりよくないということで努力しているのです。白老町でも孤立死、孤独死ゼロを目標に掲げてやっていくべきだと思うのですけれども、考え方をお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 議員のおっしゃるとおりに、できるだけ孤立死ゼロを目指していきたいというふうには考えておりますが、まず孤立死をさせないための未然防止というところでいけば、地域で孤立させないだとか、閉じこもりをさせないだとか、または地域とかかわりを持ってもらうだとか、事前にいろんな地域とのつながりが必要になってくると思うのです。そういうことと、またはこの見守りネットワークの趣旨からいうと、できるだけ心配な方はご連絡いただくという、または安否確認ということでの活動が必要になってきます。26年度から、この事業を立ち上げてから安否確認ということで、ご心配な方の通報がこちらの課に寄せられていまして、それで未然に倒れているところを発見しまして、救急搬送につなげたという、何件もそういう事例がございますので、そういったことからすれば、まだまだこの部分については先ほど議員がおっしゃったとおりに地域包括支援センターの活動も含めて認知されていないところがありますので、地道に周知していきたいというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

**O11番(西田祐子君)** 見守りネットワークについてはこれで最後の質問にしたいと思うのですけれども、ごみ屋敷の対策なのです。ごみ屋敷というのは不衛生なものですから、そこの人たちは人とつき合うのを嫌がってひきこもりになって、ひきこもりになることによって精神的に不安定になって鬱病になって、大体孤独死とか孤立死、または自殺すると言われています。また、精神的に不安定になって鬱病を発症する前の段階では、今度はセルフネグレクトといって自分に無関心になる。自己放任、無気力、そういうような状況になって、今までそれで多分保健師さんとか、そういう方々がそういうお宅に行って片づけとかを随分して、何とかやっているとは思うのですけれども、その方々が手を差し伸べなければ、やがては孤立死に至ると言われています。毎年2万人を超える方々が孤立死であり、その約8割がセルフネグレクトが要因だと全国的に言われています。情報を得たら支援できる体制づくりが必要だと思うのですけれども、この辺についてはどのような体制をお考えでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

〇高齢者介護課長(田尻康子君) 本町でも年に何回か、ごみ屋敷になっているということで

地域のさまざまな方々から通報をいただきまして、それでこちらの課の職員が、または地域の方とかと連携しつつ、またごみを片づける部分についてはNPO法人の事業者の方にお願いしたりだとかして対応しているところでございます。ただ、まだまだ地域でこういった問題を抱えている方がいらっしゃいますので、これも見守りネットワークの一つの趣旨としまして、年に1回全体会議がございますので、そういったところでも先ほどの孤立死ゼロとあわせて、それからごみ屋敷のこういった方々がいた場合にご連絡いただくということを周知していきたいというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

**〇11番(西田祐子君)** 子供の見守りもあるのですけれども、今回はそっちのほうは別にしまして、次回ゆっくりと子供の見守りについてもまた別な機会に質問させていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。在宅高齢者の暮らしを守る生活として、まず介護保険制度のすき間としていろいろな問題があると思うのです。ヘルパーさんの訪問介護がせっかく行っても窓拭きとか神棚の清掃ができない。また、例えば入院したときには入院患者さんの衣類とか、それとか洗面道具とか、そういうものを持っていかれない。また、帰ってきたときにはそのお迎えとか、例えば自宅を長期にわたって留守にしているときには冬だったら水道の水を誰が落とすのかとか、冷蔵庫の中のものが腐っていないかとか、花とかペットがいたら、そういうようなものとかもお願いするとか、介護保険のすき間を埋めなければならないものがいっぱい問題があると思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 介護保険制度の生活支援という部分については、確かに議員がおっしゃるとおりに縛りがございます。介護保険外の生活支援を求められる方も年々ふえてきてございます。そういった場合については、町内ですき間を埋める事業を行っている2カ所の事業所にそういう方たちはお願いしているところがございますし、または先ほど議員が参考に例としてお話ししていた例えば独居世帯の方が冬季に入院したときに水道を誰がとめるだとか、新聞を誰が、急に入院した場合なんかはそうだと思うのですけれども、それは誰がするかというところにつきましては、そこら辺は地域のきずなというところが重要になってくるのではないかなというふうに考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 答弁の中で1項目めに、有償ボランティアを将来的に視野に入れて生活支援の担い手になる仕組みづくりを考えておりますけれども、今はまた別に2カ所の事業所があってやっていますと。では、お伺いいたしますけれども、NPO法人とか事業所、そういうところの持っている資格や許可の実態調査をされていますか。例えばその方々に町として仕事をお願いする以上は、依頼する以上は、きちっとした資格、許可、そういうものを持っているかどうかということはちゃんと調査するべきだと思うし、また実際にどのような活動を具体

的にしているのかということも、仕事をお願いする以上は知りませんでは済まないと思うので す。その辺はどのようにしていますか。

- 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。
- 〇高齢者介護課長(田尻康子君) 町内の2カ所の生活支援サービスを行っているところにつきましては、NPO法人体系という形で特に介護保険法に基づいた事業所ではありませんので、資格を有するという縛りはないかと思うのです。それで、許可の部分については、これは直接こちらの介護保険法の絡みではないので、そこら辺は特に調査というか、その部分については調査は特にしておりません。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) そこは、ちょっと間違っているのではないかなと思うのです。例えば福祉有償運送の許可とか、そういうものをきちっと持っているとか、ドライバーもちゃんとそういうふうな資格を取っているとか、引っ越しの仕事を依頼したりなんかするときには一般貨物運送とか一般廃棄物収集運搬の許可とか、そういうものが必要なのではないかなと思うのです。町がお願いする以上は、最低限きちっとそこを確認しなければいけないと思います。そうしないで、2カ所あるから、ちゃんとやっているから大丈夫だろうではだめだと思う。何かあったときに、町のほうで紹介してくれたのではないかと言われてしまうと思うのです。そこは責任をきちっと持つためにも、ぜひ調査していただきたいなと思うのです。

また、NPO法人や福祉を行っている団体が将来的にちゃんとやっていけるかどうかということは、仕組みづくりを考えておりますとは言うけれども、ただ考えているだけでいいのでしょうか。もうNPO法人ができてから大分たちます。2つ目の団体も結構たちます。今の状況のままで、高齢者がますますふえていく中でこのまま行政として見ていていいのか、その辺どうなのでしょうか。

- 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。
- ○高齢者介護課長(田尻康子君) 2つの団体でございますけれども、2パターンのサービスを行ってございます。1つは生活支援サービスというものと、あとは福祉有償運送サービスというところで、2つの事業をやっているというふうに認識しておりますが、将来的にこの2つの団体が維持ができるかどうかというところにつきましては、まず人の問題だとか、あとは資金的な問題なのでしょうか、そこがちょっとわからないところがあるのですけれども、生活支援の部分につきましては、今介護保険法の中に地域支援事業費というのがあるのです。そこで新総合事業の中に多様なサービスというところがあって、その生活支援で訪問型緩和サービスで、国の制度の中の緩和サービスの中でそういったところにNPO法人にかかわってもらうという事業はあるのですけれども、今町内の2カ所の事業所の対象者は介護認定者の要支援から要介護5の幅広い対象者になってございますけれども、多様なサービスの中の部分については対象者が限定されていくということで、そこら辺は町としてここに携わってもらうというのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

## 〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) 私が1問目にまず質問したのは、2つの事業所に仕事を依頼していると言っているから、そこの事業所のことをきちっと調べてくださいと。町として責任持って調べるべきです。調べたらいかがでしょうかといったことが1つ。もう一つは、将来的に高齢者がますますふえていく中で、このままの状況でいいのかと、早く何とか対策を打たなくてはいけないのではないでしょうかと申し上げました。資金が使えるとか、使えないとか、そういう問題ではなくて、私は町民の目線で申し上げさせていただいております。新総合事業ができてから、申しわけありませんけれども、やっている自治体とやっていない自治体がはっきりしているのです。そうしたら、高齢者の方々というのはいいサービスが受けられるまちに引っ越していくわけです。元気な人たちは行ってしまうのです。ところが、残ってしまうのは、白老町に家があって、高齢になってしまって引っ越しすることもできない人たちが残ってしまうのです。同じ国民でありながら、サービスが受けられる人と受けられない人、サービスが自治体によってすごく格差が出てしまっては本当に私は町民として不幸だなと思っているから、何とかして支える団体、暮らしを守る政策、こういうものを大至急やっていってほしいなと思って私は申し上げました。それについてのご答弁をお願いいたします。

**〇議長(山本浩平君)** 町のほうで実態の詳細を把握する必要性があるかどうかというところをまず明確に答えてください。そういう質問なので。

田尻高齢者介護課長。

**〇高齢者介護課長(田尻康子君)** まず、町が2つの団体の行っているサービス事業に対して 国のしかるべき許可をとっているかどうかの実態把握というふうなところの調査ということに なりますか。それは、2つの事業所のところについては把握してございます。

[「調査したのですか」と呼ぶ者あり]

- **〇高齢者介護課長(田尻康子君)** 確認しております。調査というよりも、例えばごみ出しの部分での運送の届け出だとか、そういった部分とかお話ししていましたよね、そういったところですか。それとも……
- 〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時35分

○議長(山本浩平君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、担当課から答弁を願います。

田尻高齢者介護課長。

**○高齢者介護課長(田尻康子君)** 先ほどの議員の質問の中で、2カ所の生活支援を行っているサービス事業所の資格、許可についての調査をしているかどうかということなのですけれども、今回暮らしの便利手帳に掲載するに当たって、2カ所の事業所の一般廃棄物だとか、産業廃棄物だとかの許可があるかというのを確認した上で、許可をもらっているということできちっと把握した中で掲載しております。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

O11番(西田祐子君) 次に、高齢者サロンのことをお伺いいたします。

平成21年の11月から、ほっこり食堂が開催しているのです。もう5年以上になると思うのです。今は社会福祉法人白老宏友会のはぁもにぃのところで月に1回、ワンデイシェフとして毎月開催していますけれども、ここの評価はどうなのでしょうか。それと、3カ所実施しているということなのですけれども、ここへどのような支援をされているのかお伺いいたします。

〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 地域食堂をはぁもにいで以前から行っているということで、私も2回ほど参加させていただいております。なかなかいい取り組みだなというふうに感じております。また、これから地域サロンということで、まだ本格的には動いてはいないのですけれども、昨年度、最初の町長からの答弁にありましたように3カ所行っております。ただ、これも今年度拡充に当たって10月24日に、昨年度地域診断で出向いたときに地域サロンをお話しさせていただいた中で、住民主体の地域サロンということになりますけれども、行ってみたいなというところがありまして、そのあたりも含めてお声をかけつつ、24日に勉強会とか研修会、サロンの立ち上げに当たっての研修を行うという考え方でございます。また、地域食堂のほうも、もしこの地域サロンの趣旨に該当するようであれば、住民主体ということになりますので、該当するようであればこちらのほうからお声をかけてみたいというふうに考えております。あとは、金銭的な助成については、ここのあたりは内部で協議しているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

O11番(西田祐子君) 七、八人くらい、10名近い奥さん方が毎月ワンデイシェフということでつくっていらっしゃって、いろいろな方々が、高齢の方々とか障がいを持っている方々、そういう方々が月1回楽しみにしている。こういうのを続けていけるような形でぜひ支援していっていただきたいなと思います。

次に伺います。在宅高齢者の暮らしを守る政策の中で、人類は昔から不老不死で長寿が夢だったのですけれども、今や日本は世界一の長寿国家になってしまって、そこの中でいろいろな不便が出てきています。そこの中で、違う視点で質問させていただきます。例えば住宅処分による引っ越しとか、そういうのでまだ使える電化製品とか家具とかが随分捨てられています。これは、反対に生活保護の方とか、それとか非課税の方々、また超高齢のおばあちゃん、おじいちゃんたちからしてみると、必要な家具があってもなかなか、高齢なものですから買う気にならないのです。60代、70代は買うのだけれども、80過ぎてしまって、それも80後半になってくるとなかなか新しいものは、もう壊れてしまっているけれども買わないというのですか、だってという感じでちゅうちょしている。そういうようなものをマッチングさせていくことが大事なのではないかなと思うのです。役場が窓口となって、日常生活をする上での便利な家電、家具を安く売る3R運動をしていくべきではないかなと思うのです。

登別のほうですか、クリンクルセンター、あそこも家具なんかも修理していますし、それと

同じように白老町も環境衛生センターとか白老振興公社の協力を得て、そのようないい家具と か電化製品を確保できると思うのです。また、その家具とか電化製品を一体どこで保管するか といったときに、保管する場所がないのです。例えば公営住宅ありますよね、それから教員住 宅とか、職員住宅、そういうのを建設課とか教育委員会、それから総務課、財政課の協力を得 て、雨漏りさえしなければいいのだから、そういうような建物に保管することによって安くお 分けすることができるのではないかなと思うのです。さらに、家具屋さんとか電気屋さんの協 力をいただいて、電化製品を直したりとか、家具をきれいにしたりとか、そういうことをする ことによって、新たなビジネスというのですか、そういうものも生まれてくると思うのですけ れども、こういうような3R運動、白老町は名前はあるのですけれどもなかなか進んでいない のですけれども、その辺私も実はテレビ欲しいとか、冷蔵庫欲しいとか、ちょっとしたカラー ボックス欲しいとよく聞くのですけれども、要らないときは山のようにあるのだけれども、欲 しいときといったらなかなか見つからない。やっぱりその保管場所が必要なのではないかなと 思うのです。白老町としてこういうことってできるのではないかなと思うのですけれども、ど こが答えていただけるかわからないのですけれども、私の最後の質問とさせていただきます。 こういうことをやって、高齢者の人たちを少し喜ばせてあげる楽しいお話を最後にしたかった ものですから、こうやって質問させていただきます。

# 〇議長(山本浩平君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 今議員がおっしゃったようなことは、実はうちの課でも課題としてございます。というのは、今高齢者のお一人暮らしの方で遠方にご家族がいたりだとか、また身寄りのない方が、結構白老町は持ち家の方が多いものですから、そこで亡くなられた場合の家電製品だとか家具を処分するときに困るという事例があります。そうしたときには、生活保護の方にお聞きして、亡くなられた方の遺品をいただいてもらっているという、こちらの対応をしてございます。ただ、今後地域包括ケアシステムを構築するに当たって、こういった課題をうちの課も含めて、ほかの関係する部署と連携しながら、こういうリサイクル的なことを考えていくべきかというふうに考えております。

#### 〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。

**〇生活環境課長(山本康正君)** スリーアールの関係でお答えします。

クリンクルセンターのほうで使えるものについては、皆さん、登別市民の方もそうですし、 白老町民の方に対して使っていただけるように、抽せんにはなると思いますが、抽せん会を実施して、使えるものは使っていただくというリサイクル運動をしています。それで、実際センターに運び込まれるものをリサイクルしてという部分なのですが、うちのセンターに運び込まれるものについては、かなり傷んでいるものといいますか、修復してリサイクルに耐え得るものがなかなか出てこないという実態がございますので、その辺はなかなかリサイクル運動につながっていないという部分がございます。ですから、現状としては使えるもの、クリンクルセンターに行っているものについての還元といいますか、町民の皆様に還元してまた再度使っていただくという運動の中で実施させていただいているというのが実情という形でございます。

# 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

## 〔11番 西田祐子君登壇〕

O11番(西田祐子君) ですから、そういうようなものを、例えば今高齢者介護課で言いましたよね、そういうものが引っ越したときにあるけれども、クリンクルセンターに持っていったりとか、そうするのではなくて、白老町が独自にそういうのを保管して、そしてちょっとしたものからお互いにシェアできるような、そういうものを公営住宅とか、そういうところの空き家を利用してできないかという話です。クリンクルセンターまで行ってしまったのなら、高齢者の人はとりに行かれないのです。私も頼まれるのだけれども、みんな車を持っていないですから、そんなところにまで行かれません。だから、結局は白老のまちの中で役場が中心になってそういうような仕組みを考えていっていただくしかないのかなと思って質問しました。

〇議長(山本浩平君) 山本生活環境課長。

**○生活環境課長(山本康正君)** 今のご質問といいますか、ご意見につきましては、おっしゃるとおり引っ越しごみで出た有効に使えるものとか、そういったものについては今後、そうはいっても修理をしたりだとか、そういったものをしなければいけないという部分もありますので、人的な能力といいますか、技術を持っている人間が必要だとか、そういったことも出てくるやに思いますし、あと場所の問題もどういうところに置くかとかということもありますので、その辺はリサイクルという大きな観点からいえば、必要性というのは十分理解できるところもございますので、今後の検討といいますか、今後の課題として捉えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長(山本浩平君) 以上で11番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

〇議長(山本浩平君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時48分)